

フランス革命期ベンサムの政治思想

小畑 俊太郎

目次

序章

第一章 革命期初期の統治機構論

第一節 社会認識——フランスとイングランド

第二節 身分的諸利益の制度的統合

第三節 〈平等〉の功利主義的根拠と選挙権

第二章 政治的急進主義の展開

第一節 『権力の分割』と〈人民への訴え〉

第二節 『フランス憲法典草案』の構造

フランス革命期ベンサムの政治思想

第三節 イングランド国制の〈腐敗〉問題

第三章 革命への懐疑と批判

第一節 憲法改正条項と立法府の全能性

第二節 植民地解放の正義と利益

第三節 権利宣言批判——『大言壮語のナンセンス』

終章

序章

ジェレミー・ベンサム (Jeremy Bentham, 1748-1832) が、フランス革命期、とりわけ一七八九—九〇年において、多くの急進的な議会改革案を提言したことによって、「政治的急進主義」(political radicalism) にコミットしたことはよく知られている。革命期以前のベンサムは、デイヴィッド・ヒュームにしたがって「政治社会」のメルクマールとして〈服従の習慣〉の存在に着目し、〈専制的統治〉とは異なる統治の正当性を担保する必要条件として、統治者の説明責任、出版の自由、公的結社の自由などを掲げたものの、国制の形態それ自体に関心があるわけではなかった。⁽¹⁾ だが、一七八八年八月八日の、翌年五月に三部会を招集するとする国王の宣言、さらには、来たる三部会は一六一四年の形式で招集されるべきとする九月二五日のパリ高等法院の宣言など、招集される議会形式をめぐる相次いで発せられるデクレが、フランスの国制の形態に対するベンサムの関心を大いに刺激することになった。それ以来、ベンサムはフランスに対して、そして時にはイギリスをも念頭に置きながら、精力的に政治改革のための諸パンフレット

を産み出していくのである。

しかしながら、多くの研究者が、革命期にベンサムは「政治的急進主義」にコミットしたことを認めるものの、その性質については十分な合意が形成されているとは言い難い。初期の制度的無関心から急進的な民主的統治構想の展開へと至る、いわゆるベンサムの民主主義へのコミットメント問題として、重要な論点を提供した代表的研究が、アレヴィの『哲学的急進主義の成立』(La Formation du Radicalisme Philosophique)である⁽²⁾。アレヴィによれば、革命期ベンサムの採用した「政治的急進主義」の性質は、「全く表面上のものであった」⁽³⁾。ベンサムが「政治的急進主義」へと「転向」した決定的契機は、アレヴィによれば、一八〇八年における、「急進的なウィッグ」であったジェームズ・ミルとの出会いに求められるべきである。その時点で初めて、ベンサムは、国王や貴族階級の「邪悪な利益」(sinister interest)のために「公共の利益」が犠牲にされていることを自覚し、「政治的急進主義へと転向したのである」⁽⁴⁾。そこでアレヴィは、革命期ベンサムの民主主義へのコミットメントの性質について、以下のような診断を下す。「ベンサムは、一見したところでは、フランスの事例について民主主義的な見解へと転向してきているように思われる。だが根底においては、彼はその時、真摯な(sincere)デモクラットではなかったのである」⁽⁵⁾。

以上のアレヴィの解釈は、ベンサムの政治思想の展開に関する基本枠組として、その後大きな影響力を持った。だが、それに対して正面から異議を唱えたのが、マックの研究『ジェレミー・ベンサム 思想の遍歴叙詩一七四八—一七九二』(Jeremy Bentham: An Odyssey of Ideas 1748-1792)である。マックは、アレヴィなどの名前を挙げながら、「全ての者が、一八〇九年にジェームズ・ミルがベンサムを民主主義へ転向させたことに同意する」と述べる⁽⁶⁾。しかしながら、マックによれば、一七九〇年におけるベンサムの民主主義へのコミットメントは、「功利主義的な根拠の圧倒的な力によって、自然と、必然的に導かれた」⁽⁷⁾ものである。すなわち、一七九〇年までにベンサムは、特権

階級の存在が公共の利益の形成にとって重大な阻害要因になっていることを自覚した、というのである。「一七九〇年以前には、ベンサムは社会階級 (social classes) についてただ抽象的にしか自覚していなかった。一七九〇年以降、階級構造と富者の貧者に対する圧制は、現実的で不可避な、そして脅威的な事実となった⁽⁸⁾。かくしてマックは、革命期ベンサムの民主主義へのコミットメントの性質について、アレヴィとは全く異なる診断を与える。それによると、「一七九〇年までに彼は、徹底した議会改革を要求した、成熟したラディカル・デモクラット (full-fledged radical democrat) であった⁽⁹⁾」。

マックの一七九〇年テーゼは、アレヴィ流の通説的解釈に再考を迫る重要な対立軸を構成したといえる。しかしながらそれに対しては、「文献実証がない」ことに加えて、革命期ベンサムの「政治的急進主義」へのコミットメントは極めて短期間であったことが強調されてきている。デインウイディの論文「ベンサムの政治的急進主義への移行 一八〇九—一〇」(Bentham's Transition to Political Radicalism, 1809-10) は、その代表的なものである。それによれば、「マック女史は、一七九〇年におけるベンサムの民主主義への転向が、『彼の思想上の最高潮の変化』であったと述べる。……しかし彼女は、フランス革命の辿った恐ろしい過程のために、最初の転向は全く束の間のものであったことを認めている。三年か四年後には、ベンサムは議会改革に反対して書いていたのである⁽¹⁰⁾。事実ベンサムは、後に検討するように、一七九三年には革命に対して完全に失望していた。したがってデインウイディによれば、「事実⁽¹¹⁾は依然として、彼の政治思想の展開における真に実りある転換点は、一八〇九年に到来した、ということである」。

しかしながら、デインウイディの詳細な議論にもかかわらず、革命期ベンサムの民主主義へのコミットメントの性質について、共通理解が確立されたとは言い難い⁽¹²⁾。これは、先行研究の多くが、革命期ベンサムのコミットした民主主義の性質を、当時の文脈にほとんど言及することなく、一八〇九年前後の時点を参照基準にして評価しているため

と思われる。そのため、「政治的急進主義」にコミットしたものであれ「議会改革に反対」したものであれ、諸パンフレットが執筆された政治的思想的背景はほとんど解明されてきていない。以上の問題を踏まえて、本稿は、革命期ベンサム⁽¹³⁾の政治思想の特質を、同時代のフランスとイングランドに舞台を設定することによって明らかにしようとするものである。

第一章 革命期初期の統治機構論

第一節 社会認識——フランスとイングランド

「私はイギリス人ですが、……他の諸国民に対する友情の気持ちを、とりわけ、私が最も本質的に評価する国民に抱く友情を、育んでいます。三部会の次期会議が宣言されて以来、私は、フランスについてのみ、そしてフランスのためにのみ考えています⁽¹⁾」。これは、一七八八年秋に執筆された『フランス』(France)に所収されている第一論文、「一七八八年に名士会に提出された案件についての、イギリス人からミラボー伯爵への手紙」(Lettre d'un Anglois à M. le C. de M. sur l'objet soumis aux Nobles de 1788, 以下、「手紙」)の中の一節である。八月八日の国王による三部会召集の決定、九月二五日のパリ高等法院による、来たる三部会は一六一四年の形式とすることを命じたデクレ、そしてそれに対抗するための、十月五日のネッケルによる三部会形式を協議するための名士会召集の発令は、既に述べたように、フランスの国制についてのベンサムの関心を大いに駆り立てていた。この「手紙」から伺えるように、ベンサムのフランスへの関心は、極めて好意的である。それはまた、支配層をも含む当時のイギリス人の、ほぼ共通

の態度でもあった。⁽²⁾

はじめに、ベンサムがフランスに提言した改革案を検討する前に、そもそも彼は、フランスとイギリス（イングラント）に対してどのような社会認識を持っていたのかを明らかにする必要がある。というのも、ベンサムにおいて政治制度は、「白紙」の状態から一挙に設計されるべきものというよりは、既存の〈服従の習慣〉の状態にある程度規定されると考えられているからである。実際ベンサムは、懇意にしていたランズダウン侯爵のサークルの人脈を通じて、あるいは雑誌記事を通じて、あるいは書簡を通じて、フランス社会の現状把握に努めていた。八八年十一月十二日のフランス人（名前は不明）からの書簡は、来たる三部会の形式をめぐって議論が紛糾している様子の一端を示している。「パリはパンフレットとパンフレッターで満ちています。いずれも、非常に紛糾している問題をますます紛糾させているだけです。……全ての物事が分離し、離反する傾向にあり、全く結合しそうにありません⁽³⁾」。この書簡に見られる「全ての物事」の「分離」や「離反」という認識は、直後の十一月二日より執筆されたパンフレット、『三部会の構成についてのイギリス人の考察』（*Considerations d'un Anglois sur la Composition des États-Généraux*, 以下、『三部会構成の考察』）におけるベンサムのフランス認識にも如実に反映されている。

『三部会構成の考察』においてベンサムは、フランスとイングランドの社会状況を、〈分割〉と〈調和〉という觀念でもって劇的に対比する。まず、フランス社会に〈分割〉状況をもたらした源泉とされる、「貴族階級」についてのベンサムの説明を見てみよう。それによれば、フランスの「貴族階級」は、「いかなる利点によっても埋め合わせられることの出来ない」不都合を産み出してきている。

第一に、彼らは、「公金費消の、すなわち公的資金の支出の、したがって結果的には税金費消の、源泉」である。彼らは、高貴な家系であればあるほど労働に従事せず、「労働する人々を犠牲にして養われなければならない」。そこ

で、彼らの「位階」に応じた生活費を賄うための補助金が必要とされる。これが、「年金」の起源である。第二に、彼らは、「国家的産業の全体量における控除の源泉」である。労働は「不名誉という罰則」のもとで禁止されており、その意味で貴族階級は「他の階級にとっての負担」でしかない。それどころか、ベンサムによれば、労働の禁止は「貴族自身にとってさえも一層負担」である。第三に、彼らは、「不当に高貴な階層と不当に恵まれない階層との間の、妬み、利益の対立、分割、不和、論争の無尽蔵の源泉」である。貴族の存在は、経済的格差を広げるのみならず、和解不可能な感情的対立をも惹起する、というわけである。そして最後に、彼らは、「自然的な報酬に対する価値の削減の源泉」である。なぜなら、労働に基づかない恒常的な金銭の収入は、「努力することへの動機」を失わせるものだからである。⁽⁴⁾

貴族階級の「不都合」の分析に続いて、ベンサムは、「貴族階級の最も定評ある弁護者、モンテスキュー」からの反論を検証する。第一に、モンテスキューによれば、貴族は君主権力を抑制する働きがあると見なされている。しかしながらベンサムによれば、君主権力は、(次節で見られるように)「別の、もつとはるかに効果的で有益な抑制を持つ」ことが出来る。第二に、モンテスキューによれば、貴族は君主権力を支える上でも重要である。しかしながら、君主権力が維持されているのは「その効用の確信」(conviction of its utility)によってであり、貴族階級が存在しなくとも維持されることは可能である。最後に、モンテスキューによれば、貴族は「名誉の原理」を繁栄させる。だがベンサムによれば、貴族による名誉の独占は、商業における富の独占と同様に有害である。かくしてベンサムは、フランス社会を(分割)状態に陥れている「貴族階級」とその「弁護者」モンテスキューを批判するのである。⁽⁵⁾

ベンサムは最晩年の『憲法典』において、(名誉)の觀念を自然的名誉と人為的名誉にわけ、前者を「世論法廷」の構成員が自発的に与える「愛情と尊敬の念」、後者を国家によって制度的に与えられる「人為的な名誉や位階」と

した上で、人為的名譽を（イギリス貴族を含む）貴族階級が独占することの弊害を指摘した。⁽⁶⁾『三部会構成の考察』では、貴族階級一般ではなく、もっぱらフランス貴族のみが念頭に置かれているものの、マックの指摘したように、ここには、ある種の「階級意識」が醸成していると見てよいであろう。まさに、ベンサムがフランス認識においては、「国民の全体の利益が貴族の利益に犠牲にさせられてきている」⁽⁷⁾のである。

それでは、イギリス社会についてベンサムは、どのように認識していたのであろうか。フランスとは対照的に、ただしその記述は決して多いわけではないが、ベンサムはイングランドを、人的流動性の高い（調和）のとれた世界として描いている。「なぜ人は、イングランドにおいて、選挙区間の巨大な不平等についてかくも平穏なのであろうか。それは、身分間の不平等が存在しないためである。選挙において三つの身分は、完全に混合されている。貴族院の分離した存在は、その唯一の明白な例外である。それらはただ、外観上のものに過ぎない。……財布を握っているのは庶民院である。全てのことは庶民院から始まる」⁽⁸⁾。イングランドでは、貴族と人民は、厳格な身分的対立の欠如によって調和的な関係にあり、貴族院は脅威ではないというのである。このような認識は、先述した「手紙」の中にも同様に見てとることが出来る。すなわち、「庶民院においては、貴族と貴族でないものとは、完全に混合されて、平等に存在しているばかりでなく、最も完全に調和しています」⁽⁹⁾。

さて、以上のようなフランスとイングランドをめぐる社会認識の相違は、三部会の形式を構想するにあたり、どのような意味を持つてくるであろうか。ここで強調しておくべきことは、「手紙」の中でも明言していたように、ベンサムはこのとき（一七八八年秋）、「フランスについてのみ、そしてフランスのためにのみ」考察していたということである。イングランドは改革の対象とは認識されておらず、むしろ、フランスへの改革的提言のための一つの参照基準と見なされている。そこで、バーンズにしたがって、次のように言うことが出来るであろう。ベンサムはこの時期、

「自覚的に、一般理論を展開したのではなく、特定の時代のフランス問題についての、特殊な事情を扱っていたと強調しておくことが重要である。彼は、フランスとイギリスの状況の間に鋭い区別を引いたのである」⁽¹⁰⁾。

それでは、イギリス社会を一つの参照基準とすることによって、フランスに提言された〈分割〉を克服するための制度的枠組はいかなるものであるのか。次節では、その具体像を検出しよう。

第二節 身分的諸利益の制度的統合

一七八八年九月二五日のパリ高等法院の宣言——来たる三部会は一六一四年の形式を採用すべきものとする——が、ベンサムがそれに抗して新たな形式を構想する起爆剤になったことは既に述べた。あらかじめ、一六一四年の議会形式を簡単に説明しておく、次のごとくである。聖職者・貴族・第三身分から構成される各代表（代理）は、国王によって指定された日時・場所に招集され、身分ごとに議会を形成する。そこで各議会は、当該身分の名において発言する同数の代弁者を指名する。次いで、三身分合同の開会総会が開かれ、国王（もしくは大書記官長）の招集意図についての開会演説と、それについての代弁者による各身分の意向説明が行われる。その後、各身分の代表（代理）は身分ごとに分かれた部会で審議をし、再び総会場に戻って、代弁者がその結論を述べる。三部会全体の意志は身分別の多数決、すなわち、二つの身分の意見の一致によって決定される。このような、一六一四年形式を宣言したパリ高等法院の政治的意図が、第三身分の犠牲の上に、聖職者と貴族の既得権を擁護しようとするものであることは明らかであった。ベンサムは、モルレ宛の書簡の中で、「一六一四年の構成を国民に課す彼らの試みは、フランス人民を侮辱するものです」⁽¹¹⁾と怒りを露わにしている。

パリ高等法院のこのような政治的介入を許した制度上の問題の根幹に、ベンサムは、王令の「登記権」を見る。周知のように、フランスにおいて国王の王令は、高等法院の審査と登記を経なければ効力を持たなかった。また、高等法院は、登記に先だって「建白」を行うことにより、国王政府に対して圧力をかけることも出来た。その意味で高等法院は、一種の立法機能の役割も果たしていたのである。『フランス』に所収されている第二論文「国王に相応しい行為」(*Conduite à tenir par le Roi*)の第三節「秩序に関する誤った考え——排他的分配」は、立法機能が分割されて複数の団体に帰属することを批判している。「排除の考えを全てのものに拡張するという、この想像上の怪物に警戒することが必要である。すなわちそれは、立法において、発議権は専らある者に、あるいはある団体に属しており、拒否権は別の者に、あるいは別の団体に属している、という考えである⁽¹²⁾」。このような考えは、ベンサムによれば、パリ高等法院の介入に象徴的に見られたように、立法活動の沈滞をもたらし、「競争心を消滅させ、全ての権力濫用に足場を与える」ものに他ならなかった。そこでベンサムは、「立法権力」の三部会への完全な委譲を提言する。「立法権力は三部会に委譲されなければならない。…拒否権と発議権とは、決して分離されるべきではない⁽¹³⁾」。こうしてベンサムは、高等法院の政治的発言力を解体し、貴族階級の特権利益が、司法権力を通じて立法過程に流入することを防ぐとしたのである。

以上は、第二論文において論じられた三部会と司法との関係である。第三論文「諸身分の行為」(*Conduite des Etats*)では、国王と内閣、そして三部会との関係が重要な論点の一つとなる。三部会の招集を決定した国王ルイ十六世に対してベンサムは、概ね好意的な態度を示しているといえる。しかしながらそれは、国王がこれまでのところ、(パリ高等法院とは異なって)第三身分の利益に資する役割を果たしてきているという、極めてファンクチャルな理由からに過ぎない。ベンサムは、ミラボーに対して以下のように述べている。「私はロイヤリストです。……し

かしそれは、あなたの国王がデモクラットという役割を引き受けてきているからなのです⁽¹⁴⁾。国王はデモクラットであるという、その「効用の確信」こそが、ベンサムがルイ十六世に好意的な理由である⁽¹⁵⁾。

だが、一般的には国王は、ベンサムによれば、自らの「個人的利益」を追求しようとするものである。したがって、国王の存在を前提としながら、いかにしてその政治的影響力を極小化するか、ということが重要な課題となる。そのため最良の方法が、「国王の無欠性」と呼ばれる原則であった。

国王の個人的利益と国民の利益が見事に結合されるのは、国王の無欠性 (impeccabilis Royale) というこの格言においてである。それはおそらく、あらゆる政治的発明の中でも最も巧妙で幸運なものである。……国王を變更することは、大変な流血を伴うことなくしては、望めないに違いないことである。しかし大臣を變更することは、一滴の血も流すことなく日々為されることである。単独では国王は、他の人間と同様に、害を為すことが出来ない。害を為すためには国王は、手段を必要とする。その全てを取り上げよ。国王は動けないままである⁽¹⁶⁾。

すなわち、「国王の無欠性」の原則とは、国王は、政治的行為に直接関与しないことによつて、政治責任を問われないということに他ならない⁽¹⁷⁾。このような原則論は、必然的に、行政権力の実効的主体が内閣に移行することを意味するであろう。ベンサムは、この論文では、行政権力について未だ詳しく論じてはいない。しかしながら、次の一節は、内閣は国王から実質的に自立していることを示すものとして、重要である。「国王の唯一の、そして真の居場所は、閣議の中にある。閣議の構成員は、全て彼の選択に基づき、彼の権力の中にある。彼らは小人数である。彼らの義務は、物事を秘密にしておくことである。この義務は実行可能であるし、また実行されている。国王はここに、統治しないという条件で、出席しなければならない⁽¹⁸⁾」(強調は引用者)。ここにおいて、「国王大権」の余地は相当程度

削減されている。ただしベンサムは、〈国王の無欠性〉の原則に矛盾しないものとして、国王による「議会解散権」の行使を認めている。これは、翌八九年の憲法構想において少なからぬ重要性を持つてくるが、そのことの政治的意味は次章で明らかにしたい。

いずれにしても、行政活動に事実上の責任を負う内閣に対して、立法権力を委譲された三部会は、法律の執行を促し、監視するわけである。ベンサムは、この三部会と内閣との関係を、「競争心」(emulation)の関係として捉えている。すなわち、議会の中で「区別なく他の全ての構成員に伝えられる発議権の効用は、競争心の刺激によって、行政の構成員の活動を覚醒させ、彼らの怠慢を補い、彼らの臆病さや不誠実を叱責することである」⁽¹⁹⁾。それは、「競争心」という聖なる炎を維持し、大臣達に常に緊張をもたらす」のである。

さて、これまで、司法—三部会、国王—内閣—三部会の関係をそれぞれ考察してきた。それでは、そもそも立法権力を委譲された三部会自体は、どのように構成されるのだろうか。パリ高等法院が来たる三部会の構成として宣言した一六一四年の形式は、身分ごとに別々の部会で開催され、審議されるものであった。このような決定に、ベンサムが怒りを露わにしたことは、既に見たとおりである。第三論文「諸身分の行為」の、今一つの重要な論点として、ベンサムは三部会の構造を扱っている。そこでベンサムは、三つの身分は「一つの議院」で集合すべきことを提言する。三部会は「一つの合議体を形成するのか、それとも自らをいくつかに分割するのか」について、ベンサムによれば、「前者の場合には、物事は寛容で平穩」であるという。なぜなら、聖職者と貴族は、一つの合議体に統合されることによつて、第三身分の利益を自覚し、既得権に対する執着を抑制せざるを得ないからである。しかしながら、後者の場合には、「物事の進展は困難を伴い、妨げられる」。この場合には、身分間に交流の経路が存在しないために、フランス社会の〈分割〉状況は固定化され、永続化されるであろう。すなわちベンサムによれば、「彼らは自らを自らの

主人と見なし、そして全ての対立や妨害から解放されて、自分自身の考えに凝り固まるようになる⁽²⁰⁾。一院制は、そうした厳格な身分的対立を、制度的に克服するための要の役割を果たすと考えられている。

『フランス』所収の第四論文「議事運営のための手続き的計画」(Plan de marche pour la conduite des affaires)、第五論文「誠実さを伴う真実性」(Véracité avec Fidélité)、そして最後の「出版の自由」(Presse libre)に至るまで、三部会と人民(選挙人)との関係が考察の主要な対象となってくる。ここでとりわけ特筆しておくべきことは、ベンサムは、三部会の構成員に「選挙区民の特殊利益よりも一般的利益を優先する」ことを求めつつも、議会での〈演説〉と〈投票〉を異なる視点から論じたことであろう。すなわち三部会の構成員は、〈演説〉では良心にしたがって一般的利益に関する自らの見解を表明するが、〈投票〉では彼らの演説を聞いた選挙区民の意志にしたがうべきである、⁽²¹⁾というのである。ベンサムが、三部会の構成員を、〈代表〉ではなく、〈代理人〉と称する所以である。

最後に、三部会—人民(選挙人)の関係を一層明らかにするために、『三部会構成の考察』での議論を概観しておこう。ベンサムは、第二節「選挙人と代理人」において、特に貴族と第三身分の〈分割〉状況を克服するための、独自の議論を展開している。それは、「貴族と第三身分はそれぞれ、自らの身分と同様に他方の身分からも、彼らの代理人を選出する権利をもたなければならない」というものである。貴族は、貴族階級とともに第三身分からも、そして第三身分は、第三身分とともに貴族階級からも、代理人を選出することが出来る。貴族階級はそれによって、漸次に体制内的存在へと組み込まれることが可能である、というわけである。「城のライオンは、イギリスにおいてそれが飼い慣らされてきているのと同様に、フランスにおいても飼い慣らされるようになるだろう」。このようにベンサムは、選挙の互選方式を通じて、「二つの身分のゆるやかで漸進的な混合。反社会的な区別、分割の無尽蔵の源泉、軋轢、反目の弱体化」を期待したのであった。⁽²²⁾それは、貴族階級を社会の〈分割〉状況を生んだ源泉であると指弾し

ながらも、「フランス貴族を理解するならば、貴族階級を廃止することは不可能である」⁽²³⁾と考えていたベンサムのも、苦肉の策であつたともいえよう。

第三節 〈平等〉の功利主義的根拠と選挙権

『三部会構成の考察』には、具体的な制度論の提言にとどまらず、それを支える基底的諸価値についての、短いながらもより原理的な考察が含まれている。それは、「序文」に続く一節「提案された問題への解答を示すのに適切な、諸原理の評価基準として有効な主要概念」に現れる。そこでベンサムは、「検討されるべき諸原理」として、〈安全〉、〈平等〉、〈自由〉、〈安定性〉、〈単純性〉、そして〈明白性〉の六つを掲げ、とりわけ〈平等〉の概念に焦点を当てる。

本節では、〈平等〉の概念を中心に、その選挙権論との関連を検討することによって、ベンサム制度論の前提となる政治主体像を明らかにしたい。

ベンサムが、最も重視する原理は〈安全〉である。ベンサムの語法にしたがえば、それは、法的強制力によって維持される、将来に対する確立された期待である。ベンサムは、この確立された期待の最も典型的な状態を、〈財産の安全〉の中に見出す。すなわち〈安全〉は、「平等より優先的に置かれる。財産の安全がなければ、財産も、生存も、平等のための実体もない」。このように、財産を基軸とする〈安全〉の原理は、ベンサムの価値体系の中でも根幹をなすものである。⁽²⁴⁾

それに対して、〈自由〉とは、「強制の欠如」の状態である。「害悪を為すことは自由ではないのか」とも言われるように、ベンサムにおいて〈自由〉の概念は没規範的であり、「自然権」としての「自由」概念のごとく、それ自体

では自律的な政治的価値を構成しない。このような〈自由〉の観念からするならば、〈自由〉と〈放縦〉との間に本質的な差異は存在しないであろう。⁽²⁵⁾ 〈財産の安全〉は、このような、他人の財産を侵害する〈自由〉を法的強制により制限することによって、成り立つわけである。⁽²⁶⁾

〈平等〉は、ベンサムによれば、〈安全〉に次いで重要な価値である。それは、〈安全〉の体系を損なうものでない限り、追求されることが望ましい。ベンサムは〈平等〉の原理について、次のように始める。「全ての者は、……全ての幸福に対する平等な権利を持っている」。しかしながら、この「平等な権利」という言葉は、自然権論を彷彿とさせるものであろう。ベンサムは、この「言葉の不明瞭性を回避」するために、即座にそれを次のように言い換える。

もし身分の高い人間が、ある快樂よりも別の快樂を好む特段の理由もなく、彼らの幸福の中に快樂を獲得したとすると、その人間は、別の人間の幸福に資する同量の快樂をも受け取ることであろう。ある者の幸福が、別の者の同量の幸福よりも、価値があるということはないであろう。⁽²⁷⁾

人間は快樂の知覚者として等価であるという、この〈平等〉概念の功利主義的定式が、身分制社会がまさに解体しつつある状況下において、強烈なインパクトを持っていることは明らかである。というのも、たとえ国王のような「身分の高い人間」であっても、身分の低い人間と同量の快樂を得るならば、両者の快樂は同等の取り扱いを必要とするからである。しかもベンサムによれば、幸福に対する〈願望〉は、全ての者において「同等」であるという。この限りでは、「政府の最良の形態に関する問題は、実に簡単な問題となるであろう。すなわち、その場合に必要なことはただ、……全ての者に投票権を与えることだけである」。

しかしながら、ベンサムは、幸福に対する各人の〈願望〉の平等性に対して、「幸福に一致するものを判断」する〈能力〉という論点をすべり込ませることによって、〈平等〉の原理に歯止めをかける。この、各人の〈判断能力〉の相違という問題は、選挙権論と連動して展開されていく。ベンサムによれば、「誰もが認めるように、この能力が欠如している多くの、非常に多数のクラスが存在している」。それらは、第一に「未成年者」、第二に「精神障害者」、そして第三に、——ベンサムは慎重な姿勢を示しているが——「女性」である。「女性」の場合、幸福についての合理的判断が出来ないわけでも、男性に対する「自然的劣位性」があるわけでもない。だが、それにもかかわらず、家庭問題の従事による必要な知識の欠如といった理由によって、「女性」は選挙権から排除されている⁽²⁸⁾。

さらに、以上の三つのクラスに、ベンサムは「非所有者」と「識字障害者」を加える。「非所有者」とは、「もし全ての所有の分量が全ての者の間で分配されれば、利益を受けるであろうように思われる人々」のことを指す。これらのクラスに選挙権を認めることは、〈財産の安全〉に対する脅威になると考えられたのである。ベンサムは、「非所有者」の排除が、選挙権を極めて限定的なものにすることを認める。「不幸なことに、人類の大部分は常に、この範疇に入るに違いない。少なくとも、現在のフランスにおいてはそうである」。ベンサム自身の計算にしたがえば、最終的に選挙権を獲得出来るのは、フランスの人口の約十パーセントであった⁽²⁹⁾。

一七八八年終盤に執筆されたパンフレット、『フランス』と『三部会構成の考察』についての検討は以上である。ベンサムは、一方において、フランス貴族の存在が公共の利益の形成にとって重大な阻害要因になっている点を批判しつつ、他方において、選挙権の範囲を極めて限定的なものにした。ただしそれは、当時のフランスとイングランドの双方における基調でもあった。八九年五月五日、三部会の開会、六月十七日、三部会は国民議会にとって代わられ、さらに七月九日、国民議会は憲法制定議会へと改称、憲法委員会において権利宣言と憲法の条文が構想されていく。

そして八月二六日に「人および市民の権利宣言」が採択、権利の平等性（第一条）や法律制定に参加する全市民の権利（第六条）が謳われながら、その後「能動市民・受動市民」の区別が設定され、後者の政治的権利を大幅に制限する間接選挙制が採用されるに至るのである。⁽³⁰⁾

また、イングランドにおいても、ジョン・カートライトとその共鳴者リッチモンド侯爵などを除けば、⁽³¹⁾議会議改革論者の論調は、財産資格に基づく制限選挙制に大筋として合意していた。しばしば「急進主義者」と目される、ユニテリアンの立場から徹底した宗教と教育の〈市民的自由〉を主張したジョゼフ・プリーストリヤ、〈自己統治〉の理念から政治参加を原理的に基礎付けたリチャード・プライスでさえ、財産に基づく選挙権の制限に疑念が持たれることはなかったのである。⁽³²⁾ベンサムの制限選挙権論の性質は、こうした当時の政治・思想状況との関連で理解する必要があるだろう。

しかしながら、翌年十月以降のベンサムは、以上の制限選挙権論の基調をも突き抜けていく。次章では、いわゆる「政治的急進主義」へのコミットメントとして知られる、八九―九〇年における諸パンフレットの基本構造と、その展開の背景を探ることにしよう。⁽³³⁾

第二章 政治的急進主義の展開

第一節 『権力の分割』と〈人民への訴え〉

一七八九年八月十一日に封建的特権の廃棄が宣言、二六日に権利宣言が採択されると、その二日後より、憲法制定に関する審議が開始された。審議過程における中心的論点は、権利宣言によって権利の基礎を確立した主権者としての国民はいかにして代表されるべきか（一院か二院か）、さらには、彼ら代表と執行権力保持者としての国王は、立法府においてどのように関わるべきか、より具体的にいえば、国王の拒否権をどう位置付けるべきか、という問題であった。この審議のベンサムに与えた重要な影響は後に述べるとして、はじめに、必要な限りで、審議の争点について概観しておこう。

権利宣言の規定した「権力の分立」のあるべき具体像をめぐって、憲法制定議会が取ることが出来た選択肢は、ベーカーによれば、三つに分類されうる。第一は、憲法委員会において主流であった、ラリー・トランドルやムーニエに見られる王党派の見解である。それは、イギリスと特にアメリカを範例とした、諸権力の「分割」を重視する考え方である。すなわち彼らは、恣意的専断や権力濫用を回避するための不可欠の制度的装置として、モンテスキューやブラックストン、ドロールムらに依拠しつつ、「諸権力の分配と均衡」の意義を強調した。具体的には、主権としての立法権は「絶対的拒否権」を有した国王と二院（ラリー・トランドルの呼称によれば「代議院」と「元老院」）の三者に分割され、執行権は国王の一身に強力に集中される。とりわけ国王の「絶対的拒否権」は、立法権と執行権の均衡を維持し、二院の間の争いを調停する手段として重要であった。彼らの主張の基本線は、「国王の絶対的拒否権の

存在によつて保障される権力の均衡のみが、多数者の専制に根ざしている恣意専断を禁じ、人民の利益に合致した政府を保証することができる」ということにある。⁽¹⁾

それに対して、第二の見解は、サル、ペティヨン、グレゴワール、ラポー・サン＝テチエンヌといった、ベイカーによつて（一定の留保を示しつつ）「ルソー主義者」と称されている人々によつて代表される。彼らにしてみれば、王党派の見解は、「国民主権」の原理を侵害するものに他ならなかつた。国民主権とは、彼らによれば、単に国民があらゆる権力の究極的な源泉であるのみならず、この権力が「分割」し得ないやり方で「一般意志」のうちに存するものでなければならぬ。このような国民主権の解釈は、おのずから、二つの事柄を帰結する。すなわち、第一は、主権としての立法権と国王に委任された下位の権力としての執行権という厳格な分離、第二は、主権の単一不可分性という性格から導出される、単一の立法府の必要性、である。⁽²⁾このように、単一の一般意志と単一の立法権との間のアナロジーを重視することで、彼らはムーニエ流の主権分割論を退けたのである。

しかしながら、ベイカーによれば、このように単一の一般意志と単一の立法権の間に等式を打ち立てたとしても、一般意志と代表制の実施との間の本質的な緊張関係は解消されるものではなかつた。というのも、充全なる一般意志を代表している者が、代表される者の意志を裏切ることはないかという不安が常に彼らをとらえ、そのための何らかの制度的保証が必要であると考えられたからである。そこで彼らが持ち出したのが、〈人民への訴え〉として機能する国王の執行権、すなわち〈停止的拒否権〉であつた。それは、立法府の意志と一般意志の間に不一致があると思われる場合に、国王によつて、人民に訴えかけるものとして作動される執行権の特殊な形態である。国王は、厳格に立法府から分離されている以上、それを「停会」としたり「解散」したりすることは出来ない。だが、問題と思われる法律の施行を停止することで、国王は、二つの立法期（最大四年）を通じてその是非を人民に訴えることが出来る。⁽³⁾

これによつて人民は、係争中の法律について何らかの形で立法過程に関与することになり、国民主権の原理は維持されうるといふわけである。したがつて、彼らによれば、〈人民への訴え〉に基づく国王の〈停止的拒否権〉は、「国民主権と代議政体との革命的な和解の鍵」であつた。

この、〈人民への訴え〉という觀念に対して、国民主権とも代表制とも相容れないとして、公然と反対したのが、第三の見解を提示したシエースである。シエースは、一般意志の単一性と代表の二元性のアナロジーには賛同したが、議会の修正権力としての拒否権に対しては、絶対的であれ停止的であれ、激しく反対した。というのも〈人民への訴え〉は、つまるところ、個別の選挙区の集合体への、すなわち特殊意志への訴えとならざるを得ないからである。シエースによれば、「人民への訴えかけ」といふ表現は、それがいかに無造作に表明されたとしてもまちがっている。……人民は民主政ではない国（そしてフランスもそうではありえない）においては、その代表者をつうじてしか発言しえないし行動もなしえない」。代表制は、シエースによれば、大規模な国家で直接民主制に代わりうる、いわば次善の策などではない。一般意志の単一性の意味するところは、まさにそれが、議会の外部では決して存在し得ないということなのである。したがつて一般意志は、知的能力の優れた代表者達から構成される、議会における理性的審議(4)においてのみ、最終的に表明されうるものである。

ただし、代表の強力な独立性を強調したシエースにあつても、それが常に、拙速や誤謬に陥る危険性を有していることに無自覚だつたわけではない。その予防措置として彼が講じた方策は、第三身分のみによつて代表される議会将を三つに機能的に分割し、審議に慎重をきたすことであつた。この提言は既に、一七八九年一月に刊行された『第三身分とは何か』においても見られるものである。彼はそこで、以下のように述べている。「立法権を行使するには、たつた一つの議院によるよりも三つの機関または議院によるほうが遙かによい。互いに敵対する三つの階級でこの三議院

を構成するのは全くの不合理である。したがって、最良の方法は第三身分の代表者を三分割して三つの議院に配置することである。こうすれば、同じ使命、同じ利害、同じ目的が認められる。この点で、イギリス以上に優れたものはないと信じ、立法権各部の均衡という思想に熱中している人々に、私はこの意見を提示したい⁽⁵⁾。このようにシエーヌは、議会の修正装置を議会自身の内部に設置することで、代表の独立性という主張の基本線を維持したのである。審議過程における以上の三つの見解に対して、憲法制定議会は、九月十一日に、第二の見解、すなわち、一院の立法府、国王によって代表される下位の執行権、そして国王の〈停止的拒否権〉に対して賛成の決定を下した。その、シエーヌともムーニエらとも異なる見解の特徴は、独走した議会を修正するための権威的権力は、政治制度の外部に、換言すれば、人民の内部に設置されなければならないという基本理念にある。十月五日には、その具体化としての憲法条項草案が、権利宣言とともに国王に提出され、受諾された。

さて、以上のような審議過程の争点を念頭に置くならば、ベンサムが同年十月に執筆したパンフレット、『権力の分割』(Division of Power)の政治的含意は、おのずから明らかとなってくる。というのも、ベンサムはここで、「立憲的自由」にとつて〈権力の分割〉が必要不可欠であると主張する「現在の統治論」を批判するために、〈人民への訴え〉という観念を鍵概念にして、議論を進めているからである。ここでベンサムは、明らかに、第二の〈停止的拒否権〉論者の見解から最も大きな影響を受けている。以下では、その内容を検討してみよう。

ベンサムによれば、統治権力の厳密な分割は、不可能であるのみならず、「良く秩序付けられた国制」という観点からしても、それ自体で望ましいということはない。「立憲的自由の、あるいは良き統治の効果的大義は、——それは同じ事柄の異なる名称に過ぎないのであるが——、権力を委ねられた、異なる人々の間での権力の分割ではなく、直接的であれ間接的であれ、それら全ての、人民の大部分への依存(dependence)である⁽⁶⁾」。ベンサムによれば、「権

力の分割」そのものは、立憲的自由と、あるいはベンサムにより好む言葉にしたがえば、〈失政に対する安全〉と、必然的な関係にあるわけではない。すなわち、「人民が、彼らの感情を知らせる可能性を持たなければ、彼らにとつて分割は何か良いのであろうか。不一致を生じさせれば、三つ全ては何もすることが出来ず、アナキーが広がる。権力保持者達の間で一致させれば、彼らは何でもすることが出来る。彼らは、法案を通じて実行することが出来る。彼らはたとえ、人民に対して不一致であり、また破壊的でさえあつても、何でもすることが出来る」⁽⁷⁾。

むろん、ベンサムにあつても、権力分割の意義が否定しつくされてはいるわけではない。だが、それは、権力保持者の人民への「依存」もしくは〈人民への訴え〉の原理なくしては空虚なものと思なされるのである。

二つの統治部門が、人民の服従を求めて闘いながら不一致である場合、彼らが、闘いが続くあいだ獲得することが出来る唯一の源泉は、相互ともに人民への訴えである。したがつて、訴えが維持される限り、自由の状態にある。競合する諸権力の間を通過する全ての法案は、それが公的なものであるほど、そのような訴えの一部を形成する。そしてまた、それは公的に為されなければならないし、……可能な限りそのように為されるであらう。このようなことは、フランスにおいては、国王と高等法院と呼ばれる永続的団体の間の、イングランドにおいては、国王と議会の二院との間の、一院と別の院との間の、一院と別の院によつて支持されている国王との間の、あらゆる論争の中で行われてきている。彼らは論争の際に、人民に訴えた。そしてその訴えが広まるほどに……、人民は自由を獲得したのである。⁽⁸⁾

立法過程は、フランスでは国王と高等法院とに、イングランドでは国王と二院とに、それぞれ分割されてきた。そしてそれらは、確かに歴史上、「非常に有益」な役割を果たしたこともあつた。だが、それは、「権力の分割」それ自

体にはなく、彼らが各々の主張の妥当性根拠として「人民への訴え」を掲げたことに起因する、というわけである。ここで用いられている「人民への訴え」の観念は、「停止的拒否権」論者のそれとは異なつて、未だ国王固有の行政職務として位置付けられているわけではない。しかしながら、いずれにしても重要なことは、独走した立法議会の意志を何らかの形で修正する権威的権力は、人民の内部に設置されるべきであるという、両者に通底する発想である。すなわちベンサムによれば、「国制の自由が現実的にも即時的にも依拠するのは、人民によつて自分達の意志を明らかにするために所有されている機会がどれほどあるかに対してであつて、三つの独立した部門へ権力の総体を分割するような環境においてではない」のである。

それでは、「人民への依存」と「人民への訴え」なる観念は、ベンサムの憲法構想において、それぞれのよう具体化されていくのか。次節では、以上の議論を踏まえつつ、「権力の分割」とほぼ同時期に執筆されたフランスに対する憲法草案の基本構造の解明に焦点を当てる。

第二節 『フランス憲法草案』の構造

『フランス憲法草案』(Project of a Constitutional Code for France)は、八九年十月以降にベンサムによつて起草された、条文形式からなる体系的な憲法草案である。それは、「権力の分割」と同様に、憲法制定議會での審議に影響を受けて執筆されたと思われる。その全体の構成は、第一節 国民議會と国王、第二節 国民議會、第三節 国王、第四節 地方議會、第五節 下位の地方議會、となつており、それに、それぞれの条文に対する「根拠」を述べた「考察」が続く。一読して明らかのように、地方議會の項目を除けば、その大半を国王と議會についての考察が占めてい

る。以下では、それぞれの条文を、ベンサムが付した「考察」と併せて検討しよう。

(一) 国民議会と国王

フランス全土におよぶ「主権的権力」は、「国王の同意を伴う国民議会に属する」(第一条)。ここで主権的権力とは、「憲法典の特定の条項によって拒否されていない、あるいは他の者の手に置かれていない、あらゆる考えられうる権力行為」(第二条)を指す。したがって、「いかなる問題についてであれ、立法権力は国民議会にのみ属する」。ただし、憲法典に規定された「従属的議会」に属する諸権利、例えば、地方に限定される「課税問題」などは除く(第三条)。ベンサムによれば、主権的権力の安全な運用は、権力の「分割」ではなく人民への「依存」によって効果的に確保されうる。「両者(国民議会と国王——引用者)の人民に対する依存は、選挙人資格を備えている人民全てのクラスに与えられる代理人解職権力と、市民の資格として彼らに保証されている、感情を伝える無制限の権利とによって、完全に保証される」⁽⁹⁾。

法案は、国王が「署名」をした後に、国王から議会に戻されると法律としての効力を持つ(第六条)。もし国王が、法案の返却に際して遅延を生じさせたならば、議会は国王に対して抗議の意を示すことが出来る。そのような意志表示にもかかわらず、国王からの返却がないならば、一ヶ月後に法案は、国王の署名がなくとも法律としての効力を持つ。ただし、その過程で、国王が議会の「解散」を宣言してきている場合は別である(第七条)。この、第七条における「解散」権力についてのベンサムの「考察」は極めて重要である。やや長いが引用しておこう。

もし、人民の大部分によって彼らの感情を伝えるために明示的に選出された人々の意志が、人民の感情の正確な形でなければ、いかにして人間の意志はより正確な意志となりうるだろうか。訴えという観点から考察される

ならば、法案に対する国王の拒否権は、常に第三者によつて与えられる決定をもたらしべきである。単なる保留権も独断的拒否権も、この趣旨を持ち得ない。前者はただ、議會そのものに訴えるに過ぎない。後者は、いかなる団体に対しても訴えない。前者は、法律の運命を議會の絶対的な裁量に委ねるであろう。後者は、それを国王の絶対的な裁量に委ねるであろう。……もし国王が、拒否権の行使は選挙人によつて是認されないのであると考へるならば、彼はそれを行使すべきではない。もし彼が是認されると考へるならば、彼はそれを行使し、したがつて彼らに訴へるべきである。公然たる感情の対立し続けている国民議會と国王は、何らかの方法で決着させらるべき状態にある¹⁰。

ここに、『権力の分割』においては未だ不透明であつた（人民への訴え）の觀念と国王の行政職務との関連が、「解散」権力という形で明確に結びついているのを確認することが出来る。国王は、議會が人民の意志から乖離していると考へるならば、「解散」権力を行使してその法案の是非を人民に訴へなければならぬ。ここに見られるように、ベンサムは、〈停止的拒否権〉論者の見解に強く影響を受けつつも、〈人民への訴え〉を「解散」権力の行使という、より直接的な訴への形態に独自にアレンジしたのである。では、「解散」後に形成された議會の意志と国王は、どのような関係に立つのであろうか。ベンサムによれば、新議會によつても提出された同様の法案を、もし国王が再び拒否するならば、その場合には、各地方議會の多数の署名により、法案は最終的に効力を獲得する（第八条）。

（二）国民議會

国民議會の任期は、国王により「解散」される場合を除けば、一年間である（第一条）。『三部会構成の考察』においては、議會の任期は四年とされており、大幅に短縮されたことになる。また、代理人は、在任期間中いつでも（おそらく当該選挙区の一定数の署名に基づいて）「解任」されうる（第二条）。いずれの条文も、その根拠は、「議會の

人民への依存という考え」にある。選挙は、多数のパリシユ (parish) から構成されるディストリクト (district) において、毎年最初の日曜日に一斉に開始される。代理人は各ディストリクトから一名選出され、その総数は千二百名とされる(第三・四・五条)。投票は、投票者の判断の自律性を保証するために、「無記名投票」によって行われる(第六条)。

代理人の任期短縮と並んで、『三部会構成の考察』から大きな思想的展開を示しているのが、第七条の「選挙権」規定である。それによれば、選挙権は、「男性、女性、成人、健全者、そして読むことの出来る全てのフランス市民」に属するとされる。ここでいう「フランス市民」とは、フランス領土で生まれた全ての者、もしくは、パリシユの登録簿に名前を記載されることが認められ、かつ他の国家に対する忠誠を放棄した全ての外国人、を指す(第八条)。読書能力は、教会で法律の著作から籤で選択された一頁を読むことで確認される(第九条)。同様の基準は、地方議会においても適用されている。

ではなぜ、ベンサムは、以前は選挙人から排除していた、「女性」と「非所有者」を含めるに至ったのだろうか。「考察」においてベンサムは、「女性」について、女性の知的能力は男性のそれに対して劣っているわけではないこと、また、「男性も女性と同様に家庭内の義務を持つ」ことなどを挙げている。フランス革命期を通じて「女性」は選挙権から排除され続けたことを考えれば、この規定は際立った特徴を持つているといえる。⁽¹¹⁾「非所有者」については、財産資格を正当化するためにしばしば用いられている根拠、すなわち「知的適性のテスト」と「腐敗に対する防腐剤」として役立つということが、実際には疑わしいとして退けられている。かくして、〈財産の安全〉の原理に大きく制約されていた〈平等〉の原理が、今や拡張し始める。ベンサムによれば、「既に存在している極めて大きな不可避的不平等に対して、積極的に制度的操作(制限選挙制度——引用者)を加えることは、不正義であると同様に不必要で

ある」。

被選挙権については、人種、性別、国籍にかかわらず、誰でもその資格を持っている（第十条）。ジュネーブ人のネットワークが、三部会の招集にあたってフランスに大きな貢献を果たしたことが例証されている。だが、誰もその職務を強制されるべきではなく（第十一条）、職務を引き受けた者は、在任期間中の兼職を禁止されなければならない（第十二条）。というのも、兼職に基づく他の収入は、代理人に対し、「彼の選挙民の真の利益に、そして真の利益の目に見える唯一のしるしである選挙民の声に、対立して投票するよう誘導」することになるからである。ベンサムが、代理人の「演説」と「投票」を分離し、前者を一般的利益に、後者を演説を聞いた選挙区民の意志に基礎付けたことは、既に述べたとおりである。

国民議会は、「一院」制である（第十四条）。これは、ベンサムが、革命の最初期から一貫して主張してきた、憲法構想の要ともいえる規定である。国民議会に提出されることを意図した議事手続き論、『ポリティカル・タクティクス』（*Political Tactics*）においてもベンサムは、この著作が「イギリス議会の慣行」を模範とするにもかかわらず、一院制の導入を提唱している⁽¹²⁾。この点について、その編集者エティエンヌ・デュモンが、後にベンサムに対して、以下のような書簡を送っていることは興味深い。「私は、ある特別な章でああなたが二つの討議する議院からなる制度を攻撃されたことを思い出します。フランスでの私の考察からすれば、私は同じような結論には達してきておりません。私は、立法体の分割に好意的な一章を設けました。私は、均衡は二つの議院の側面に依拠するものと考えています⁽¹³⁾。デュモンにとって、二院制は、「議論の成熟」と「貴族と人民の分離」のために必要不可欠であった。革命期以降、ベンサムの著作の最大の編集者となるデュモンは、一院制構想に関する限り、ベンサムとは全く異なる見解を抱いていたことになる。

(三) 国王

憲法典の条項によつて拒否されていない、「全ての執行権力は国王にのみ属する」(第一条)。ここで「執行権力」は、「立法権力でも司法権力でもない政治権力」(第二条)として、消極的に定義されているに過ぎない。これは、とりわけ「司法権力」との複雑な関係や両者の特質を、あらかじめ明確に分離して定義することは不可能であると考えられるためである。⁽¹⁴⁾

「国民議會を解散する権力は、国王にのみ属する」(第三条)。国王は、議會の意志が人民の意志から乖離していると判断した場合に、そしてその場合にのみ、〈人民への訴え〉として解散権力を行使しなければならない。だが、「国王にのみ属する」解散権力の行使は、既に見た〈国王の無欠性〉の原則と、どのように両立するのだろうか。『三部会構成の考察』では、国王の「唯一の、そして真の居場所」は「閣議」の中のみであり、そこに「統治しないという条件」で出席することによつて、政治責任は問われないことが主張されていた。この、一方における解散権力の行使という政治的行為と、他方における政治責任の回避という、二つの要請を調停するのが第四条の「副署」規定である。それによれば、国王の政治的行為は全て、記述された命令であれ口頭上の命令であれ、「彼の大臣の少なくとも誰か一人による副署 (countersign) がなければ」拘束力を持ち得ない。すなわち、議會の意志は人民の意志に一致するよう国王の「解散」権力によつてチェックを受けるが、国王自身は、彼の任命した大臣の「副署」によりチェックを受ける。そして大臣が、事実上の執行権力の主体として議會に責任を負う、という構図である。

「戦争を宣言する権力」と「講和を結ぶ権力」はともに、必然的に立法権力を伴うので執行権力の一部門ではなく、「国王には属さない」(第五・七条)。しかしながら、もし国王が、国民議會の同意なく戦争行為の開始を命じたり、またはその停止を命じたりした場合には、国王の命令は、「議會によつて無効にされない限り、それまでは妥当する」

(第六・八条)。ベンサムによれば、「絶対的主権者達」はこれまでしばしば、「プライドと気まぐれ」によって戦争へと駆り立てられてきた。「戦争は、国家の害の最大のものであること以外にも、デスポティズムと政治的濫用のあらゆる様式への扉である」⁽¹⁵⁾。「戦争への本性的傾向は、宮廷に特有のものである。国王は、戦争から全てのものを獲得する人々によって常に取り巻かれている。人民が、そして彼らのみが、戦争によって常に損失を蒙ることは確実である」⁽¹⁶⁾。ベンサムによれば、国王の「解散」権力は濫用の恐れがほとんどないのに対して、戦争行為に関する権限を執行権力に含めることは極めて危険であった。政治的意志決定の主体は、あくまで、人民に直接間接に責任を負う議会でなければならぬ、というわけである。

(四) 地方議会 (下位の地方議会)

最後に、国王と議会の考察に比べると手薄である感は否めないが、地方議会 (下位の地方議会) について見ておこう。地方議会は、国民議会の下に設置され、下位の地方議会はさらにその下に設置される (第一条)。各地方議会の代理人の数は、当該地方の人口に応じて、百名から四百名である (第二条)。各地方は、多数のパリシユを包含するデイストリクトから構成され、各デイストリクトは一名の代理人を選出する (第三・四条)。選挙方法は、国民議会のそれと同様である (第五条)。

地方議会の職務は、「国民議会の統制と修正に服す」ことを前提に、以下の権力から構成されている。主要なものとして、第一に、法律の制定、第二に、課税である。ただしこれらは、当該地方の範囲に限定され、地方に「特有の必要性」に基礎を持つ。第三に、地方議会は、いくつかの国家的租税の負担の分配に対して備えなければならない。第四に、地方の支出に関連するあらゆる報告を、議会で通過させることである。第五に、地方内部の公的所有地の運営、改善、そして販売についての管理である。そして最後に、地方議会はいかなる時でも、国民議会に対して、問題

と思われる法案について抗議の意志を示すことが出来る。地方議会は一院制であり、代理人は、国民議会の代理人と同様の方法でいつでも解職されうる。以上の職務は、「下位の地方議会」においても同様にあてはまる。⁽¹⁷⁾

さて、これまで、『フランス憲法典草案』の基本構造の解明に焦点を当ててきた。それは、『権力の分割』における鍵概念であった〈人民への訴え〉と〈人民への依存〉に、具体的な法的表現を与えたものだといえる。すなわち国民議会は、一方において〈人民への訴え〉として行使される国王の「解散」権力によりチェックを受け、他方において広範な「選挙権」や「代理人解職権力」、あるいは「世論法廷」などを通じて人民に依存する。その意味では、それはまさに、議会の修正権力を人民の内部に設置するという、〈停止的拒否権〉論者の基本理念の具体化であった。

第三節 イングランド国制の〈腐敗〉問題

フランスに対する憲法構想の提言から、ベンサムはイングランド国制に対する認識に目を転じてみると、そこには、ある注目すべき変化が見られる。既に述べたように、一七八八年の諸パンフレットにおいて、ベンサムはイングランドを身分的対立の希薄な〈調和〉のある世界として描き、改革の必要性を訴えてはいなかった。「手紙」においてベンサムは、ミラボー伯爵に対して、公平で穏健な裁判、税金の公平性、支出の効率性、シヴィリアン・コントロール、などの改革がフランスで必要なことを訴えつつも、それら全てはイギリスで「既に為されて」きていると述べている。⁽¹⁸⁾だが、八九年八月末よりフランスで開始された憲法審議と、その影響を受けた『権力の分割』の執筆は、イングランドの国制を批判的に対象化する重要な契機となった。事実ベンサムは、『権力の分割』において、イギリスの立法府の二院制について、今や以下のように述べるのである。「イギリスの立法府の二院への分割は、討議と、それ

ゆえ知性に対して好意的であるどころか、全く好ましくない。二院の間には、分割はあつても討議は存在しないので、一方の院で法律を提唱した議論は、他方に至ることなくそこで止まる。かくして、多くの良き法律が死んでいく。知性よりも無知に好意的であるということが、権力の分割の自然な効果である⁽¹⁹⁾。この、「権力の分割」批判を土台として、ベンサムは十月以降、イングランドの国制それ自体を主題とした諸パンフレットを執筆するに至るのである。

まず、『行政権力の立法府に対する影響について』(Of the influence of the administrative power over the legislature, 以下、『影響』)の議論を取り上げよう。その冒頭は、以下のように始められる。「私は今や、本質的には全ての国家の状況に対して当てはまるけれども、議論の様相は、たとえ原理的にはなくとも、目下のところイギリスの国制によつて示されている形態にもつぱら規定されているように思われる争点を検討する。すなわち私は、影響(influence)という主題について述べている。あるいはそれは、……腐敗(corruption)もしくは腐敗的影響とも称される⁽²⁰⁾。イギリスの国制固有の争点となつてきた問題として、行政府の立法府に対する〈腐敗的影響〉があるというのである。

ここには、金融革命を経た一八世紀初頭のイングランドにおいてにわか活発となつた、いわゆる「コート・カン トリー論争」の痕跡が確認されうる。すなわち当時、国王とウォルポール内閣からなる行政府の肥大化と、国王政府による官職任命権を駆使した議会の買収は、宮廷(コート)から疎外され、地方の自由保有地に拠点を置いたカントリー派によつて、脅威をもつて受け止められていた。官職の誘惑に安易になびく議会(コート派)に対する嫌悪感と、金銭万能の風潮に対する危機意識が醸成されていたのである。中でも、腐敗問題を真っ向から批判した典型的なカン トリー・イデオログが、ボーリングブルックであつた。彼によれば、現在のイングランドの国制は、行政府の議会に及ぼす強大な影響力により、明らかにバランスを欠いている。それに対して腐敗問題を打開する唯一の道は、議会を王権の影響から独立させ、議会自身は、拒否権を持つ国王、貴族院、そして庶民院の三者によつてバランスよく構

成された、かつての（名譽革命期の）体制へと回帰することである。ボーリングブルックによれば、「われわれのよ
うな国制においては、全体の安全は諸部分のバランスにかかっており、諸部分のバランスは、相互の独立にかかっ
ている」。かくして、一時期はトーリの指導者でもあったボーリングブルックは、ウィットズムの論理そのものを駆使
することによって、ウォルポール政権を批判したのである。⁽²¹⁾

こうした十八世紀初頭の議論は、実のところ、フランス革命が勃発した時期においてもなお、生命力を保つてい
た。というのも、「イギリスの中産階層の改革論者」の大多数——主にバークによって「新ウィット」と称された人々
——は、イギリスの政治改革の必要性を、まさにボーリングブルックと同様の言語によって訴えていたからである。

カトリックの制度とブルボン王朝の陥落は、彼らにとつても大いに歓迎されるべきことである。さりとて彼らは、フ
ランス革命の基本原理にまで同調したわけではなかった。すなわち彼らが改革のために主張したことは、「人民主権
や人間の権利ではなく、国制のバランス、『腐敗』や行政権力の影響の除去、そして政治的権利を『独立』した人間
に限定することの必要性」⁽²²⁾だったのである。ベンサム（22）の『影響』の意図は、こうした当時のイングランド政治改革の
争点を共有しつつ、それに独自の視点から切り込もうとするものである。

改革論者とベンサムの課題意識の共有は、以下の一節にもよく現れている。それは、イングランドの国王、すなわ
ちジョージ三世に対する直接的言及を含むという意味でも重要である。「もしイングランドの国王が、議会の構成員
の意志に対する影響力を自らの意志のために得ようとするならば、国王は、……議員から、彼の選挙人の利益を国王
の真のあるいは幻想の利益のために犠牲にさせるように影響力を用いる誘惑に、常に駆られている状態にある。彼は
そのような誘惑に駆られるばかりでなく、その傾向が他の傾向、動機、より優越した力を持つ原理によって反作用で
もさせられない限り、その誘惑に屈するであろう。国王がこの腐敗させる役割を演じがちであるのと同様に、議員も

また、みずからこの役割を演じるであろう。そして選挙人の利益は、それに応じて、絶えざる犠牲とならざるを得ないであろう⁽²³⁾。したがって、「国王は、彼の手中にないことが可能であるものならば、議会に影響を与えるいかなる手段をも持つべきではない」ということが、ベンサム的基本的立場である。

しかしながら、ここでいう「反作用」のための「より優越した力を持つ原理」とは何であろうか。「権力の分割」と『フランス憲法草案』の検討を経た今、それが、諸権力の「バランス」や「独立」といった、混合政体の原理への回帰ではないことは、容易に推測されうる。だが、『影響』は課題提起にとどまり、未完に終わっている。そこで、『影響』の課題と連動しつつ、同時期に執筆された——同じく断片的で未完であるが——『議会改革』(Parliamentary Reform) に焦点を移すことにしよう。

まず、『議会改革』の元の原稿である、「議会改革計画…貴族院は加算されない」における提案リストを見ておくとが有益である。それによると、議会改革に必要な項目として、「平等な代表」、「毎年選挙」、「宮廷の影響の削減」、「貴族院の廃止」、「デポジットによる議会出席の義務」、「代理人の解職可能性」、「秘密投票」、「パリシユでの投票」などが列挙されている。ただしベンサムは、「貴族院の廃止」の項目に、「延期」と付け加えている⁽²⁴⁾。おそらく、先に見た、諸権力の「バランス」と「独立」を強調する混合政体論が広範に支持されていることを鑑みて、時期尚早と判断したのであろう。だが、それにもかかわらず、この貴族院に対する批判的言及は、ベンサムのイングリランド国制に対する認識が、「権力の分割」批判を経て、今や大きく転換していることを物語っていて重要である。

『議会改革』は、この原稿を整理して執筆されたものである。はじめに、庶民院の選挙様式にかんする現在の不都合が提示され、そしてそれに対する是正案が続く。それによれば、現在の選挙権は極めて限定されており、——カントリー派が人間の「独立」の基盤とした——土地所有に依存しすぎている。しかしながらこのような状態は、既存の

不平等をさらに悪化させ、「富という魅惑的権力」を強化するものでしかない。このような状態を是正するために、ベンサムは以下の改革案を対置する。すなわち、「無記名投票」、「小選挙区」制、「毎年議会」、「議会出席の義務」、そして、財産資格を廃止した、選挙権の「読書能力のある全ての人に対する」拡張、などである。⁽²⁵⁾一読して明らかのように、以上のイングランド議会改革案は全て、フランスに対して提言されてきたものである。ベンサムは、「権力保持者」の人民の意志に対する〈依存〉の原理を、「腐敗」に対する「反作用」のための「優越した力を持つ原理」として活用することによって、イギリス議会改革論の文脈に新たな地平を開こうとしたのであった。⁽²⁶⁾ここに、革命期ベンサムの「政治的急進主義」へのコミットメントは、その実践的意味において、ピークを迎えたのである。

さて、これまで、フランス革命の動向に対して概ね好意的な、ベンサムの憲法構想について検討してきた。この時期に展開された議会改革の提言が、ジェームズ・ミルと出会った直後に論じられたそれとほとんど重なり合っているということは、極めて興味深い事実である。少なくとも、この時期における思想的格闘を通じて、一八〇九年以降に展開されることになる「政治的急進主義」の理論的基礎は、既に用意されていたということが出来よう。

しかしながら、革命のその後の「急進化」——ジャコバン主義の台頭——にともなって、ベンサムは、革命とその基本原理としての「権利宣言」への懐疑を次第に深めていくことになる。⁽²⁷⁾そこで次章では、九一年以降の、ベンサムが革命への懐疑と批判を深化させていく過程を辿ることにしよう。

第三章 革命への懷疑と批判

第一節 憲法改正条項と立法府の全能性

ベンサムのフランス革命に対する態度の変化は、一七九一年七月八日の、弟サミュエルからヘレンズ男爵に宛てた書簡の中に、最もよく確認されうる。サミュエルは、九〇年にベンサムによって執筆された『フランス司法制度設立新計画草案』(Draft of a new Plan for the Organisation of the Judicial Establishment in France)⁽¹⁾ について言及し、以下のように述べている。「彼がそれに着手したとき、フランス国民議会についての彼の意見は、現在よりもはるかに良いものでした。彼らは当時、諸個人の感情を無視して、非常に目に余るほど、そして非常に不必要なほどには、私有財産に暴力的な手を加えてはいませんでした」⁽²⁾。ここに見られるように、〈財産の安全〉という、ベンサムの価値体系において基軸をなしていた原理が、今や危機に瀕しているのではないかという疑念が形成されつつあったのである。

『全能の立法府の必要性』(Necessity of an Omnipotent Legislature) は、そうした革命への懷疑の兆しの中で、九年十月に執筆された。その冒頭は、明らかに、これまでのパンフレットとは異なる論調で開始されている。「政治における怪物が、フランスで立ち現れている。政府の存在しない国。法律制定権力を持っていない偽りの立法府。……害悪に満ちたシステムと是正の余地のない害悪。そして、……全権力と大いなる討論の結果としての、このアナキー」⁽³⁾。フランスの立法府は「法律制定権力を持っていない」、この意味を理解するために、はじめに、ここでベンサムが念頭に置いている、一七九一年憲法第七編の憲法改正条項について概観しておこう。

九一年憲法は、九月三日に採択、一三日に国王によって裁可され、翌日から施行されていた。第七編は、「国民がその憲法を変更する時効にかからない権利を有する」ことを宣言しつつも（第一条）、その改正手続きに、極めて厳格な制約を課したのである。⁽⁴⁾すなわち、次の二期におよぶ立法院は「憲法のいかなる条項の改正も提案することではできない」（第三条）。その後さらに、三期におよぶ立法院が、「憲法のある条項を変更することについて一貫した要望」を表明し続けた場合に限り、改正は認められる（第二条）。その場合には、新規の立法院の構成員に、各県で特別に選出された二四九人を追加して、一院からなる「改正議会」が構成される（第五条）。改正議会の議員は、先行する三期の「一貫した要望によって自らに委ねられた対象を決定することに限定」すること、さらには、「王国の憲法を全力を尽くして維持すること」などを宣誓しなければならない（第七条）。そして改正議会は、その作業が終了すれば直ちに解散する（第八条）、というものである。要するに、憲法改正が事実上不可能となるような規定が設けられているわけである。

以上の第七編を批判するにあたり、ベンサムはまず、スパルタの建国者リュクルゴス（Lykurgos）とローマの第二代国王ヌマ（Numa）を登場させる。彼らはいずれも、人民主権を掲げつつも眼前の民衆に対して激しいペシミズムを抱いていたルソーが、苦悩の末に、政治制度の創出者の手本として担ぎ出したカリスマ的「立法者」である。ルソーのペシミズムは、『社会契約論』における以下の節に鮮明に現れている。「法律とは、本来社会的結合の諸条件以外の何ものでもない。法律に従う人民が法律の作成者でなければならない。社会の諸条件を規定する権限は、結合している人々だけに属する。しかし、彼らはどのようなようにして規定をつくるのだろうか。……先が見えない大衆は、何が自分たちのためになるかをめつたに知らないから、何を望んでよいのかがわからないことがよくあるのに、彼らはいったいどうやって、体系的な立法というような、あのように巨大で困難な大事業を自力で遂行しうるのだろうか。人民

は、おのずから、いつも幸福を求めてはいるが、何が幸福かを、いつもひとりでにとるとは限らない⁽⁵⁾。したがって、人民に良き政治制度を与えてくれる、共同体の外部から召喚される立法者の必要は、ルソーにおいて、このアポリアを超越的に解決するための鍵であった。しかしながらベンサムは、この解決法を、「有限の力を無限の力へと変える」「不可謬性」(infallibility)を想定するものとして退けるのである。

ベンサムによれば、この第七編を定めた国民議会の人々は、ルソーと同様の過ちを犯していることになる。すなわち、彼らは自らを「不可謬」であると想定し、「何世代にもわたって人民を統治」しようとしている。「このように、権威の手を永久に拘束しようとする彼らは誰なのか。——国民の偽りの代表である。このように、その手が拘束されようとしている彼らは誰なのか。——永久に、同じ国民の真正銘の正当な代表である⁽⁶⁾。「人民の偽りの代表者は、……唯一の真の代表として認められる団体の法律に対して拒否権を行使する。それは、……全ての法律の中でも最も重要なものへの、永続的な拒否権である⁽⁷⁾。だが、人民は、「そのような無効に出来ない権威」を国民議会に与えてはならない。この「永続的条項」の制定は、彼らに委任された権限の不当な拡張である、というのである。

では、その不都合は具体的にいかなるものであるのか。ベンサムは、それらを「害悪の項目」として詳細に論じているが、ほぼ以下の三点にまとめられる。第一に、法律が憲法典に抵触する可能性があると見なされる場合に、「無効」とされることによって、「悪意のある」不服従や抵抗が生ずることである。すなわち憲法典は、制定された法律との間に形式的矛盾があることをもって、その法律に対する不服従や抵抗を正当化する安易な口実となる。「この無効にする条項が存在する限り、自由と良き秩序の敵、騒乱の陰謀者は、口実に対して、しばしば全く妥当とは思われないような口実に対して、事欠くことは決してない⁽⁸⁾」。第二に、「司法権の衝突」から生じる害悪である。法律が憲法典に一致するか否かについて、「ある領域や区域では、裁判官は当該法案を憲法典に一致しているものと見なすが、

他の区域では一致していないものと見なす」。だがもし、この「司法権の衝突」を調停する最終的権威が司法のうちにあるならば、それは、「最高立法府のライバルであるのみならず、優越者」となるであろう。その場合には、眞の立法府はもはや存在しない⁽⁹⁾。そして最後に、「言語の趣旨の歪曲」や「強引な解釈」によって、あるいは「沈黙」によって、憲法典と不一致の可能性のある法律を正当化することである。いずれにしても、人民はこのような法律の正当化に対して、黙認するか、しないかである。前者の場合には、「害悪はゆつくりではあるけれども、確實なもの」となる。なぜならば、それは、「法律が統治の安定性のために持つべき、人民に対する影響力を持っていないし⁽¹⁰⁾」だからである。後者の場合には、「抵抗、軋轢、内乱」が生じることになる。このように、第七編の制定は、ベンサムにとって、政治秩序の「安定性」を破壊し、「アナーキー」を引き起こすものに他ならなかった。

秩序の「安定性」は、『全能の立法府の必要性』に通底している重要なテーマとなっている。それは、国民議会をしたように、制定された憲法を神聖化し、立法権力にア・プリオリな制限を設けることによって調達されるものではない。ベンサムによれば、「安定性」の源泉は別のところにある。「その考案者が考えていたことは、どんな良い効果なのか。——憲法に安定性を与えることか。それは無駄な主張である。では、憲法の安定性は何に基づくのか。……それは、人民の一般的感覚と精神に基づいて、絶えず憲法に授けられる人民の是認に基づくのである⁽¹¹⁾」。憲法は、人民の「是認」を不断に獲得する過程ではじめて、その「安定性」を確保する、というのである。

ここで、ベンサムが論じている、憲法に付与されるべき人民の「是認」の性質は、単なる感情の吐露や熱狂的な拍手喝采とは異質なものであることを強調しておかなければならない。「雄弁」や「熱狂」は、一種の思考停止として、ベンサムが最も批判的な是認調達の方法である。では、「是認」ないし「否認」が妥当性を持つために必要な手続きは何か。ベンサムによれば、それは、経験的事実によって検証（反証）可能な「根拠」が提示されるということであ

る。「法体系を変更から保護する真の傾向をもっている、一つの救済策がある。それは、根拠である。それは、幸運なことに人類に固有の属性である。変更の不都合が大きいほど、ますますこの予防剤の効果は強くなる。まさに同じ特効薬、まさに同じ根拠が、あれこれの法律を確立するように人々を促し、導くことによって、法体系を良くない状態からより良い状態へと変更してきているのであるが、その良い状態が生じてきている一方で、同様の力で、……悪しき変更の防止に対しても作用し続けるのである」⁽¹²⁾。こうしてベンサムは、憲法の「安定性」を、人民の不断の、しかし冷静な「是認」へと基礎付けたのである。

それでは、今後の議会は、憲法改正条項について、どのような対応をとるべきであろうか。ベンサムによれば、四つの可能性がある。第一に、議会は、「憲法典に準拠するのであれしなないのであれ、不一致には配慮することなく、彼らにとって最良と思われるような法律を、全ての項目に関して制定する」ことである。第二に、何らかの不一致が生じる場合、「注釈や解釈によってそれをうまく釈明する」ことである。だが、これらの「沈黙」や「強引な解釈」から生ずる「害悪」は既に検討したとおりである。そうであれば、残る方法は、以下の二つしかない。すなわち第三に、「直ちに害悪の根幹に斧をあて、立法府の自由に課せられた足枷に注意し、そして、その目的のためになされた一般的宣言によって、それを投棄すること」、第四に、「人民自身が全面に出て、上述の過程を取るように議会を促すこと」である。ベンサムは、このように、第七編の中に「アナキー」の法的源泉を見出し、人民の不断の、かつ冷静な「是認」に憲法を基礎付けることによつて、「安定性」の回復を企図したのである。

この、憲法の「安定性」という側面が、〈アナキー〉のフランス国内からヨーロッパへの拡大とともに、クロウズアップされてくることになる。九一年末に、エドモンド・バークが、両義的ではあるが、一定の評価を与えられて書簡に登場してくることは象徴的であろう。ベンサムは、キャロライン・フォックスに対して、以下のように述べる

のである。「バークは、貴族主義を除けば、我々の味方の一人でした。……私の考えが彼とたまたま一致したときは、……私は彼に同調しました。しかし我々の意見が異なったとき、私は沈黙を守りました。どうして、……交友関係を壊す必要があつたでしょうか⁽¹³⁾」。このように、九一年は、ベンサムとフランス革命の關係に亀裂の生じた、最初のターニングポイントであつた。

第二節 植民地解放の正義と利益

一七九二年四月のオーストリアに対する、続く六月のプロイセンに対するフランスの宣戦布告を皮切りに、それ以降の革命の動向は、暴力の拡張とイギリスへの脅威の増大として、ベンサムに衝撃と失望を与えることになつた。とりわけ、八月十日のパリ・コミューンの暴動、九月初めの群衆による王党派の虐殺、九三年一月の国王の処刑といつた出来事は、ベンサムになお残つていた革命への親近感を、完全に消滅させることになつたのである。後にベンサムは、九月の虐殺について次のように述べている。「私が自然権について聞きたびにいつも思い出す記憶は、九月の出来事についてである。……その光景の中にはいつも、王党派を虐殺するという公然たる目的のために、コンドルセ議長⁽¹⁴⁾の承認のもとに国民議會に持ち込まれた、多くの短剣やつるはしが見える」。

皮肉なことに、国民公会がベンサムにフランス名誉市民の地位を授与することを通知したのは、革命への失望の只中であつた十月十日のことである。ベンサムは、十六日の返信において、「パリでは共和主義者⁽¹⁵⁾」だが「ロンドンでは君主主義者」であることを条件に、承諾する旨を述べている。いずれにしても、フランス革命とベンサムの間の溝は、もはや埋めがたいものとして認識されていた。九二年十二月から翌年一月にかけて執筆された、『ジェレミー・

ベンサムからフランス国民公会への書簡』(Jeremy Bentham to the National Convention of France, 以下、『国民公会への書簡』)における次の一節は、それを如実に物語っている。「我々は、保守的な(Slow)人民であり、いくぶん頑固でもあります。我々は、我々の憲法に馴染んでおり、そしてそれは我々の目的に答えています。あなたがたは、それを破壊しようとしてはなりません¹⁶」。ベンサムにおいて、フランスは今や、イギリスの国制を「破壊」しかねない、深刻な脅威となったのである。

『国民公会への書簡』の戦略的意図は、名誉市民の地位を積極的に活用し、植民地の放棄が理(利)に適っていることを国民公会に訴えることによって、フランスの膨張政策を転換させることにある。そしてその最終目的は、フランスがイギリスと戦争状態に突入する切迫した危険を回避することである。以下では、その論理を検討していくことにしよう。

ベンサムによれば、「正義、一貫性、政策、経済、名誉、寛大さ、全て」が「植民地の解放」を要求している。とりわけ「正義」は、フランス革命の依拠する「思想のなかでも枢要なもの」である。だが、植民地支配は、まさにフランスそのものが自らの掲げる大義に背いていることの証左ではないか。ベンサムはこのように、いわばフランス革命の側の論理を逆手にとって、支配の不当性を訴える。「あなたがたは自分自身の政府を選択しています。ではなぜ、他の人民が彼ら自身の政府を選んではならないのでしょうか。あなたがたは本気で世界を支配するつもりなのでしょうか。あなたがたは、それを自由と呼ぶのでしょうか。人間の権利はどうなってしまうのでしょうか。あなたがただけが、権利を持っている人間なのでしょうか。ああ！我が同胞市民よ。あなたがたは二重の基準を持っているとしても、こののでしょうか¹⁷」。フランスが、九月二二日に共和制を高らかに宣言したように、植民地住民にも〈自己統治〉の原則を承認せよ、というわけである。

しかしながら、ここで注目すべきことは、ベンサムは、第二章で検討したように、自己統治の原則を制度論的に発展させていくのではなく、〈自己〉なるものの文化的歴史的多元性を強調している点である。ベンサムによれば、たしかに、「自分自身によって統治されること以上に喜ばしい」ことはない。だが、植民地住民はフランス人ではない。彼らの「マナーや生活様式」(manners and modes of life)は、フランスにおけるそれらとは「全く異なっている」。彼らの性質や要求を何も知らないフランス人が彼らを統治するということは、彼らにとっては、フランスが最も嫌うはずの「圧制」や「隷属」に他ならない。「彼らの権利が何であれ、彼らは、あなたがたに、あなたがた自身の偏見にしたがって彼らを統治させるような権利を持っていない」⁽¹⁸⁾。彼らに相応しい統治形態は、彼らが長年の間「馴染んできてくるものである、というわけである。ここにおいて、〈自己統治〉の原則は、もはや特定の統治形態との内在的関連を何ら持っていない。ベンサムは、イギリスの国制防衛の必要から、フランスから強く影響を受けた自身の憲法構想を切り捨てざるを得なくなったのである。

以上のような〈自己統治〉の原則を植民地に認めること、すなわち「正義」の実践は、ベンサムによれば、「名誉」の観点からしても推奨されるべきことである。「正義に道を譲るということが、最も強大で誇り高い国家に生じなければならぬことです。不名誉か名誉かは、そのやり方によって決まります。イギリスはアメリカを放棄しました。アイルランドも放棄しました。どちらの場合に、イギリスの尊厳は最もよく維持されたでしょうか」⁽¹⁹⁾。それは、ベンサムによれば、軍事的敗北を喫した後に放棄したアメリカの事例ではなく、立法上の独立を戦争なしに承認した、一七八二年のアイルランドの事例において認められる。名誉は、その「寛大さ」に対して与えられるべきであって、戦争行為へと駆り立てる称号として利用されるべきではない。「戦争や暴力の道へと邁進することを、勇気と称してはならない」というわけである。⁽²⁰⁾

さらにベンサムは、植民地支配の不当性を、「一貫性」の観点からも訴える。フランスは、一七九〇年五月二二日の国民議会において、外国の征服を追及するいかなる意図も放棄するデクレを発していた。だが、この「征服放棄デクレ」は、「長いあいだ破られて」きている。「口では友愛と言いながら、あなたがたは、人類に対して戦争を宣言しています」。したがってベンサムによれば、「デクレの精神」が、今や復興されなければならない。

以上の議論に加えて、ベンサムがとりわけ強調したことは、植民地の放棄は、植民地にとってのみならず、他ならぬフランスにとっても「有益」であるということである。ベンサムによれば、フランスが植民地支配に対してどのような口実を設けようとも、その目的は、結局のところ、「彼らの貿易を独占し束縛すること」をおいて他にはない。しかしながら、そのような貿易の独占から得られる利得は、最終的には、フランスと植民地が自由競争の關係に立つことによって得られる利得を大きく下回るであろう。ベンサムは、貿易の独占のもたらす「害悪」について詳細に論じているが、それらは基本的に以下の三点に要約される。

第一にそれは、植民地住民の側で、彼らが自らの商品を最も利潤が高いと考えられる市場に送ることが妨げられることによつて、彼らの「自由、財産、そして平等」が侵害されることである。しかしながら、彼らの財産の使用法は、他ならぬ彼ら自身によつて決定されなければならない。「あなたがたの植民地の収入はあなたがたの収入なのでしょいか。……植民地住民は所有権 (properties) を持っていないのでしょうか。もし所有権が彼らのものであるならば、どうしてそれがあなたがたのものになるのでしょうか。それは彼らのもので、同時にあなたがたのものなのでしょうか。——不可能です⁽²¹⁾」。

第二に、フランスの人民の側においても、貿易の独占は不利益である。なぜなら、植民地支配を維持するための軍事費を捻出するために、多額の税金が彼らに課せられているからである。加えて、そのような「莫大な支出」は、十

分な費用対効果を持っていない。ベンサムによれば、「自然の体制」であれば「難攻不落」であるフランスも、植民地の拡張によって、かえって「脆弱」になっている。というのも、植民地への軍隊の増強は、イギリスを筆頭に、ヨーロッパ諸国との緊張を極めて高めてきているからである。「あなたがたは、領土と同様に海洋も保持することが出来るとお考えなのでしょうか。全ての国家と対立する領土の保持が、イギリスと対立する海洋の保持と、同時に可能だとお考えなのでしょうか⁽²²⁾」というわけである。

第三に、フランス国内における貧富の差の拡大が挙げられる。「負担は富者と貧者の双方にかけられますが、利得はもつばら、富者によってのみ共有されています」。独占によって利潤を獲得することが出来るのは、フランス国内の一部の商人のみに過ぎない。

以上の理論的考察に加えて、自由競争を基盤とする関係が、「収奪」に基づく関係よりも双方の国益にとって望ましいことは、ベンサムによれば、経験的事例からも明らかなことである。「あなたがたは経験を信じるでしょうか。アメリカ合衆国に目を向けてごらん下さい。独立以前には、イギリスは、彼らとの貿易を独占していました。独立によつて、もちろんイギリスはそれを失いました。現在、イギリスと彼らの貿易はいかほど減少しているでしょうか。逆にそれは、大幅に増加しているのです⁽²³⁾」。

このように、ベンサムは、『国民公会への書簡』において、様々な論理を駆使して植民地解放を訴えた。いずれにしても、フランスの膨張政策を転換させることによつて戦争の回避を狙ったわけである。しかしながら、それは国民公会へ提出される機会もなく、フランスは、九三年二月一日にイギリスとオランダに対して、三月七日にはスペインに対して、宣戦を布告する。戦争突入の回避というこのパンフレットの目的は、ついに達成されることはなかった。失望したベンサムは、五月二十日のイギリスの政治家ヘンリー・ダンダス宛て書簡において、自分は共和主義者

であるどころか、「議会議改革」に対してさえ反対⁽²⁴⁾していると述べるに至っている。序章で見たように、ディンウィディによって言及された、ベンサムが「議会議改革に反対」した背景には、以上のような、フランスを中心に拡大する〈アナキー〉に対してイギリスの国制を防衛するという、極めて切迫した課題があったのである。

第三節 権利宣言批判——『大言壮語のナンセンス』

『全能の立法府の必要性』における憲法改正条項批判、『国民公会への書簡』における植民地解放論、これらいずれの議論にも見られる特徴的なことは、フランスが、今や国内外において〈アナキー〉を産み出してきている、という認識であった。その認識は、一七九五年八月二二日、国民公会が共和暦三年憲法を採択し、それに「人および市民の権利と義務の宣言」を前文として付したことを契機に、決定的に深められることになる。すなわちベンサムは、フランス国内のみならず、ヨーロッパ諸国に「アナキーの種子」を撒き散らすイデオロギーとして「権利宣言」を捉え、その徹底的な解体に乗り出すのである。それが、おそらく革命期ベンサムの諸パンフレットの中で最も有名な、『大言壮語のナンセンス』(正式名称は、*Nonsense upon Stilts, or Pandora's Box Opened, or the French Declaration of Rights prefixed to the Constitution of 1791 laid open and exposed—with a comparative sketch of what has been done on the same subject in the Constitution of 1795, and a sample of Citizen Sieyès*)である。正式名称にもあるように、それは、「予備的考察」に続いて、一七九一年の「人および市民の権利宣言」の十七箇条全て、一七九五年の「人および市民の権利と義務の宣言」のいくつかの条項、そして、一七八九年にシエースによって起草された権利宣言草案についての、逐条的批判から構成されている。ベンサム自身、後に、「私のつるはしはナンセンスの構造を解明するために一端打

ち下ろされるや、もはや一つの残骸も残っていないと確信するまで、一瞬たりとも止まることはありませんでした⁽²⁵⁾と回顧するように、それは激しい情熱でもって執筆された。

ベンサムによれば、権利宣言の実践的・目的は、「全ての法律への抵抗の精神、全ての政府に反対する暴動の精神を駆り立て、維持すること、これであり、それ以外ではない」。以下では、〈アナキー〉を撒き散らす理論的要因として、ベンサムが批判しているいくつかの主要な論点を析出し、検討しよう⁽²⁶⁾。

第一に、事実認識と規範的主張の混同、である。例えば、第一条は、「全ての人は、自由、且つ、権利において平等なものとして生まれ、生存する。社会的差別は、公共の利益に基づいてのみ、設けることが出来る⁽²⁷⁾」と規定する。だが、事実認識の表明としては、第一文は明らかに誤謬である。というのも、ベンサムによれば、全ての人は絶対的な従属状態に生まれるからである。すなわちそれは、「無力な子供の、彼の存在があらゆる時点で依存する彼の両親への従属」である。ベンサムは、いささか皮肉を交えて次のように述べる。「執筆者は、その主題に関する物事の状態がどうであったか、あるいはどうであるかを想定する宣言と、物事の状態がどうであるべきであったか、あるいはどうであるべきかを考える宣言の違いを知らなかったのだ⁽²⁸⁾」。

この、「ある」(is)と「あるべき」(should)の混同に拍車をかける要因として、「出来る」(can)の言葉が多用されていることが挙げられる。というのも、「出来る」「出来ない」の言葉は、ベンサムによれば、物理的命題、道徳的命題、そして法的不能性の、三つの「全く異なる意味全て」を含意するからである。第一の意味では、その言葉は、事実問題に関する他人の「観察」に訴える。第二の意味では、それは、同じく事実問題に関する他人の「是認」に訴える。第三の意味では、それは、「法律に抵抗して立ちあがる無政府主義的デスポティズム」を引き起こす。「出来る」「出来ない」がこの意味で用いられるとき、それは、「暗殺者の隠語」へと転化する。そしてベンサムによれば、

この第三の意味こそが、その言葉の使用によって企図されているものに他ならない。「法律——その国の最高立法府と見なされている法律——が、することが出来ないことについて語ることは、すなわち……無効な法律について語ることは、そのような言葉を連結させるような行為は全て、最も悪質なナンセンスであるか、最悪の反逆罪である。ここでいう反逆罪とはすなわち、……あれかこれの政府に反対するのではなく、全ての政府に反対するものである」⁽²⁹⁾。

第二に、条文のほとんどは、抽象的で例外規定が存在しない、ということである。だが、「条文は、抽象的であればあるほど、すなわち広範囲であればあるほど、それはますます誤謬を伴いやすい」。例えば、第二条によれば、「自然権」とは、「自由、所有、安全、および圧制に対する抵抗」である。これらは、時効によって消滅し得ない、「不可譲」の諸権利とされる。だが、ベンサムによれば、これらの諸権利の規定はあまりにも抽象的かつ無限定である。「これら偽りの諸権利の範囲を考察してみよ。それらのいずれも、全ての人に属しており、それらの全てに境界がない。無制限な自由。……無制限な財産。……無制限な安全。……無制限な圧制に対する抵抗。……真偽の疑わしい自然法の解釈者達によれば、自然は、各人に全ての事柄についての権利を与えた。これは要するに、別の形で言うならば、自然はそのようなものを誰に対しても与えてきていない、ということである」⁽³⁰⁾。

とはいえ、権利宣言は、「自由」の概念について、いかなる限界も施していないわけではない。第四条は「自由」の定義とその限界について、以下のように規定している。「自由とは、他人を害しない全てのことをなすうることである。したがって、各人の自然権の行使には、社会の他の構成員に対して同一の権利の享有を保障すること以外には、何らの限界もない。この限界は、法律によらなければ決定することは出来ない」。しかしながら、ベンサムによれば、「実際には、その制限は何もしていないに等しい」。というのも、「自由」の限界の画定は、結局のところ、「法律」に委ねられているからである。「法律」に対抗しうる「自然権」たる「自由」の限界が、「法律」によって決定さ

れる、「そのようなことは自己矛盾」に他ならない。「自由、すなわち、法律の以前に存在し、法律が為しうるあらゆることに無関係に存在するであろう四つの諸権利のうちの一つである権利が、それが持つ限界の全て、その範囲の全てを、法律に負っているというのである。……依然として、表現における同様の不適切さ、同様の混乱が見られる」⁽³¹⁾。

「権利」の概念が明確に記述されるためには、ベンサムによれば、それは、「自然権」のごとく、「財産」や「自由」といった「曖昧で一般的な言葉」と「ごた混ぜにされるべきではない」。政府の制定する「法律」に先立つ「自然権」という観念は、「修辭的なナンセンスであり、大言壮語のナンセンス」である。それはまさに、ベンサムによれば、「アナキスト」のための言語である。「良き臣民、すなわち法律の合理的批判者とアナキストとの間の違い、巨大で永続的なその違いとは、以下のようなものである。合理的批判者は、彼が支持しない法律の存在を承認しつつ、その廃止を提案する。アナキストは、全人類が第一声で屈服するように求められる法（自然法）への意志と幻想とを鼓舞しつつ、……当該の法律の妥当性を拒絶する。すなわち、法律の資格としてのその存在を否定し、全人類が大多数で立ち上がり、そしてその執行に抵抗するように命じるのである」⁽³²⁾。

では、「権利」の概念は、「自由」や「法律」との関連で、どのように記述されるべきか。ベンサムによれば、「権利」は全て、「法律」によって、「自由」を犠牲にすることによって「創造」されるものである。「これらの人類の指導者もしくは統治者が、おそらくは知らないように思われることは、諸権利は全て、自由を犠牲にして作られるということである。全て法律によって、諸権利は創造され、あるいは確立されるのである。対応する義務のない権利は存在しない」⁽³³⁾。そうであればこそ、ある人間が何らかの「権利」を有しているか否か、あるいは、その権利の範囲は何かについて、論争は、実定法の用語を参照することによって合理的に解決されうるのである。だが、法律に先行する「自然権」を想定する限り、そこには、自然権の具体的内容やその範囲について、話者の主観的感情や願望が表明さ

れることはあつても、合理的な解決法や客観的な決定手続きは存在し得ない、というわけである。

第三に、特定の統治形態のみが合法である、とされていることである。例えば、第二条第一文によれば、「全ての政治的結合の目的は、人の自然的な且つ時効にかからない諸権利の保全である」。このことは、ベンサムによれば、その起源が「公式の会合」か「約定」(convention)に求められ得ない全ての政府は、「違法」であることを暗黙の前提にしている。しかしながら、ベンサムによれば、政府のほとんどは、「武力によって形成された後、習慣によって徐々に確立されてきている」⁽³⁴⁾。したがって、「必然的で不可避的な推論」によって、全ての(自称の)政府の転覆が、「合法的で推奨されうる」ものとなる。

また、第三条は、「全ての主権の根源は、本質的に国民に存する。いかなる団体も、いかなる個人も、国民から明示的に発しない権力を行使することは出来ない」と規定する。これは、ベンサムによれば、「普通選挙以外の、他の何らかの方法で任命されてきている権威は全て、強奪されたものである」ということである。というのも、明示的な国民の意志表明は、それ以外にはあり得ないからである。したがって、この条項を基準に法律の妥当性が判断される限り、「結果的に、ヨーロッパにおける全ての政府の全ての法律が、……無効となる。これらの国において統治権力を行使する人間は、篡奪者であり、彼らへの抵抗と暴動は、合法的で推奨されるものとなる」⁽³⁵⁾。

さらに、第十六条によれば、「権利の保障が確保されておらず、且つ権力の分立が定められていない全ての社会は、憲法を有しない」。ここにおいて、ベンサムは、「立法者は自惚れ屋へと豹変した」と辛辣な言葉を浴びせかける。「この憲法、天賦の宣言がその基礎を構成している、祝福されたこのフランス憲法は、世界中で最も賞賛に値する憲法であるのみならず、唯一の憲法である、というわけである」⁽³⁶⁾。この条項にしたがえば、ペインがいみじくも述べたように、イギリスは「憲法」を持っていないことになるだろう。しかしながら、ベンサムによれば、「憲法」という言葉

の語源論的意味には、「何かが確立されること、何かが既に確立されていること、何かが安定性を獲得すること」などが含まれている。したがって、「憲法を作成する方法は、長年の間、それをあなたの椅子に腰掛けておくこと」である。この意味からすれば、フランスこそが、「憲法」を持つていないのである。⁽³⁷⁾

ここに、第二章で見た憲法の具体的内実への関心はほとんど見られない。そこにあるのは、ヨーロッパ諸国を席捲する未曾有のイデオロギー戦争の出来という政治状況に直面し、既存の諸国家の統治形態それ自体の存在意義を重視する態度である。革命の勃発によって駆り立てられた政治改革への熱意は、今や、完全に消滅したといえよう。その意味で、『大言壮語のナンセンス』は、フランス革命に対する最終的な決別宣言であった。

終章

約七年間に及ぶベンサムの著述活動の全体像を明らかにした今、個々の諸パンフレットの政治的性質が、同時代のフランスとイングランドの文脈を抜きに語り得ないことは、明らかであろう。ここであえて整理をしておくならば、革命期ベンサムの政治思想の特質は、ある程度、時期的に三つに分類することが可能である。

第一は、一七八八年秋から八九年初頭にかけて、『フランス』と『三部会構成の考察』が執筆された時期である。フランス社会の〈分割〉状況の根源に「貴族階級」の存在を見たベンサムは、その特権を擁護しようとするパリ高等法院に対して極めて批判的であった。統治機構論においては、高等法院の登記権と建白権の剥奪、すなわち司法権の自己限定と、選挙の互選方式などによる貴族の第三身分への漸次的統合が目指されたのである。しかしながら、貴族に対して批判的態度を示す一方で、ベンサムは、〈財産の安全〉の観点から、多くのクラスを選挙権から排除した。

とりわけ、「女性」と「非所有者」の排除は、ベンサム「デモクラット」という自己規定にもかかわらず、選挙人の範囲を極めて限定的なものにした。ただしそれは、当時のフランスとイングランドの双方における選挙権論の基調でもあった。

第二は、一七八九年秋から九〇年末までの、「政治的急進主義」にコミットした時期である。八九年八月末より開始された憲法審議は、その政治的思想的背景として決定的に重要であった。独走した議会の修正権力は人民の内部に設置されるべきであるという〈停止的拒否権〉論者の基本理念のもとに、国民議会は、〈人民への訴え〉として行使される国王の「議会解散権力」と、人民への〈依存〉を保証する広範な「選挙権」や「代理人解職権力」などによって、チェックを受けるべきことが強調された。さらに、それらの提言が、「権力の分割」批判を土台として為されたことは、それまでは好意的であったイングランドの国制を、批判的に再考する契機ともなった。『影響』と『議会改革』（とその原稿）においてベンサムは、イングランドの議会改革固有の争点であった〈腐敗〉問題に対して、一院制や毎年選挙、秘密投票、広範な選挙権、議会出席の義務、などの必要性を訴えたのである。その提言の多くは、ジエームズ・ミルと出会った直後に執筆された『議会改革問答』における提言と、重なり合うものであった。

第三は、一七九一年夏から九五年秋に至る、革命への懐疑と批判を次第に深化させていく時期である。とりわけ、九二年九月の群衆による王党派の虐殺と九三年一月の国王の処刑、続く二月のイギリスへの宣戦布告は、革命に対してなお残っていたベンサムの親近感を完全に消滅させた。ベンサムは、イギリスの国制防衛の必要から、フランスから影響を受けたみずからの憲法構想を切り捨てざるを得なくなるとともに、革命の基本原則としての「権利宣言」を、アナキーを出来させるイデオロギーとして、激越な筆致で批判したのである。

以上の変化を、ベンサムのフランス革命に対する場当たりの対応と見るならば、早計に過ぎよう。自然権の教義に

対する批判は、処女作である『統治論断片』以来、一貫して為されてきたものである。だが、ベンサムはこれ以降、政治改革の議論から撤退し、革命期より断続的に進めていた監獄施設「パノプティコン」の建設や救貧事業などの、いわば社会改革の領域へと邁進していく。それは、革命の経験を踏まえての、政治を担う主体を再創出するためのプロジェクトとしての意味を持つであろう。「パノプティコン」建設への傾倒が、革命の動向に懐疑を抱き始めた一七九一年より開始されていることは、おそらく偶然ではない。革命は、ベンサムに対して、〈社会問題〉という次なる課題を提供することになったのである。

註

序章

- (1) 拙稿「初期ベンサムにおける自由と統治——『統治論断片』を中心に——(二・完)『東京都立大学法学会雑誌』(第四三巻第一号、二〇〇二年七月)(第四四巻第一号、二〇〇三年七月)を参照。
- (2) テクストは、E. Halevy, *The Growth of Philosophic Radicalism*, (Beacon Press, 1960) を使用した。
- (3) *Ibid.*, p.172.
- (4) *Ibid.*, p.154. 具体的には、ジェームズ・ミルと出会った直後の一八〇九年に執筆した『議会改革問答』(*Catechism of Parliamentary Reform*) において、ベンサムは、秘密投票、毎年選挙(ただし国王はいつでも議会を解散出来る)、一定の納税と読書能力に基づく広範な選挙権、議事録の公開、議員の厳格な出席義務、そして国王の議会に対する「腐敗的影響力」の除去などを主張した。See J. Bentham, "Catechism of Parliamentary Reform", in J. Bowring (ed.) *The Works of Jeremy Bentham* Vol.3., (New York: Russell & Russell, 1962), pp.539-52.
- (5) *Ibid.*, p.168.
- (6) M. P. Mack, *Jeremy Bentham: An Odyssey of Ideas 1748-1792*, (Hinemann, 1962), p.17.
- (7) *Ibid.*, p.438.

- (8) *Ibid.*, p.427.
- (9) *Ibid.*, p.17.
- (10) J. R. Dinwiddy, "Bentham's Transition to Political Radicalism, 1809-10", in *Radicalism and Reform in Britain, 1780-1850*, (Hambleton Press, 1992), p.273.
- (11) *Ibid.* デインウィディは、一八〇九年における政治的急進主義へのベンサムの「転換」の政治的社会的背景として、第一に、一八〇八年におけるジェームズ・ミルとの出会い、第二に、スペインにおけるボナパルティズムへの抵抗、第三に、スコットランド司法改革の停滞、第四に、パノプティコン建設計画の挫折、第五に、アメリカ合衆国の繁栄、そして最後に、民衆の「知的不完全性」は矯正可能であるという認識、を挙げている。
- (12) 例えば、ハートは、具体的根拠を明示しているわけではないが、デインウィディの論文に言及して以下のように述べている。「私は、一七九〇年のベンサムの未刊行の論文における、民主主義の功利主義的擁護についての初期の定式化の重要性を強調するという点で、ここで表明されている見解とは意見を異にする」。H.L.A.Hart, "The United States of America", in *Essays on Bentham*, (Oxford: Clarendon Press, 1982), p.70.
- (13) フランス革命期にベンサムによって執筆されたパンフレットの多くは、いくつかの著作を除いて、J. Bentham, "Rights, Representation, and Reform: Nonsense upon Stilts and other writings on the French Revolution", P. Schofield, C. Pease-Watkin, and C. Blamires (eds.), *The Collected Works of Jeremy Bentham*, (Oxford: Clarendon Press, 2002) に所収されている。なお、原文中のイタリックは、訳出に際して強調して記した。

第一章 革命期初期の統治機構論

- (1) Bentham, *Rights, Representation, and Reform*, p.3.
- (2) フランス革命はその最初期において、ピットやフォックスのようなイギリス支配層の中でも歓迎され、バークですら、あからよみな敵対的態度を示すことはしなかった。See Schofield, "Conservative Political Thought in Britain in Response to the French Revolution", in *The Historical Journal*, 29, 3, (1986), p.602.
- (3) Bentham, "The Correspondence of Jeremy Bentham Vol.4.", A. T. Milne (ed.), *The Collected Works of Jeremy Bentham*, (Athlone Press, 1981), p.14.

- (4) 以上の貴族階級の「不都合」については、see Bentham, *Rights, Representation, and Reform*, pp.104-5.
- (5) モンテスキューが『法の精神』第二〇篇「特別な省察」で、貴族の商業従事を認めてはならないという主張を展開したことは確かであるが、その主張は彼の「自由な国家」論と密接に結び付いていた。モンテスキューにおける貴族の問題と自由の問題の関連については、川出良枝『貴族の徳、商業の精神 モンテスキューと専制批判の系譜』（東京大学出版会、一九九六年）を参照。
- (9) See Bentham, "Constitutional Code Vol.1.", F. Rosen and J. H. Burns (eds.), *The Collected Works of Jeremy Bentham*, (Oxford: Clarendon Press, 1983), pp.301-3.
- (7) Bentham, *Rights, Representation, and Reform*, p.106.
- (8) *Ibid.*, pp.119-20.
- (9) *Ibid.*, pp.13-4.
- (10) J. H. Burns, "Bentham and the French Revolution", in B. Parekh (ed.), *Jeremy Bentham Critical Assessments Vol.3*, (London and New York: Routledge, 1993), p.1031.
- (11) Bentham, *Correspondence Vol.4*, p.32.
- (12) Bentham, *Rights, Representation, and Reform*, p.21.
- (13) *Ibid.*, pp.18-9.
- (14) *Ibid.*, p.9.
- (15) ベンサムとは対照的に、ペインは、一七九一年初版の『人間の権利』第一部第一章において、フランス革命は国王個人の性格とは関わりなく、君主制から必然的に生じたものであることを強調している。「専制的な統治の諸原理は、ルイ十四世の治世でもルイ十六世の治世でも、同一で変わりはないのだ、この二人の国王は、性格が暴虐と博愛ほどにかけ離れてはいても」。トマス・ペイン（西川正身訳）『人間の権利』（岩波文庫、一九七一年）三七頁。
- (16) Bentham, *op.cit.*, p.29.
- (17) 国王の政治責任を問わない（国王の無欠性）の原則は、十八世紀後半のイングランドにおいて、「国王は悪を為すことが出来ない」という言葉によって定式化されていた。例えば、see W. Blackstone, "Commentaries on the Laws of England Vol.1.", (University of Chicago Press, 1979), pp.238-9.

- (18) Bentham, *op.cit.*
- (19) *Ibid.*, p.21.
- (20) 一院制導入の提言については、*see ibid.*, p.41.
- (21) 演説と投票の区別については、*see ibid.*, pp.51-3.
- (22) 貴族と第三身分の互選方式については、*see ibid.*, pp.87-91.
- (23) *Ibid.*, p.105.
- (24) ただしそれは、「遺産相続」に際しては国家の積極的介入が正当化されるなど、既存の財産秩序を絶対視する態度とは異なる。ベンサムのエconomic思想における分配原理については、*see P. J. Kelly*, "The Disappointment-Preventing Principle and Substantive Justice", in *Utilitarianism and Distributive Justice*, (Oxford: Clarendon Press, 1990), pp.168-206.
- (25) *See J. H. Burns*, "Bentham's Critique of Political Fallacies", in B. Parekh (ed.), *Jeremy Bentham Critical Assessments Vol.3*, (London and New York: Routledge, 1993), p.695.
- (26) ベンサムの〈自由〉概念のさらなる分析は、ホッブズとバーリンの自由論と対比させたものとして、*see F. Rosen*, "Negative Liberty", in *Classical Utilitarianism from Hume to Mill*, (London and New York: Routledge, 2003), pp.245-55が有益である。
- (27) Bentham, *op.cit.*, p.68.
- (28) *See ibid.*, pp.69-70.
- (29) *See ibid.*, p.118.
- (30) 辻村みよ子『権利』としての選挙権』（勁草書房、一九八九年）六八―七二頁、参照。
- (31) 永井義雄『イギリス近代社会思想史研究』（未来社、一九九六年）四五頁によれば、ベンサムが『統治論断片』を刊行した一七七六年、カートライトは、(男子) 普通選挙、一年議会、秘密投票、立候補の財産資格制限廃止、議員有給制、平等選挙区を主張していた。
- (32) プリーストリとプライスの思想については、永井、前掲書、第一部「ロック主義急進主義とその周辺」を参照。
- (33) 本稿でも先行研究の語法にしたがって「政治的急進主義」(Political Radicalism)の言葉を採用するが、歴史的に言えば、厳密にはそれは正確でないことが留意されなければならない。というのも、「急進的」(Radical)という言葉が造られるのは、一七九〇年代にだけだからである。*See P. N. Miller*, "Introduction", in J. Priestley, *Political Writings*, (Cambridge University Press, 1997), pp.1-10.

Press, 1993), p.xv.

第二章 政治的急進主義の展開

- (1) キース・M・ベイカー「憲法」『フランス革命事典 4 制度』（みすず書房、一九九九年）一七〇頁、参照。また、ムーニエの主権分割論については、リュシアン・ジョーム（石崎学訳）『徳の共和国か、個人の自由か』（勁草書房、一九九八年）二四―九頁も参照。
- (2) ベイカー、前掲論文、一七三―四頁、参照。
- (3) 〈停止的拒否権〉については、モーリス・デュヴェルジェ（時本義昭訳）『フランス憲法史』（みすず書房、一九九五年）五八頁を参照。
- (4) ベイカー、前掲論文、一七五―七頁、参照。また、憲法審議における〈人民への訴え〉の観念をめぐる攻防については、マルセル・ゴシエ『代表制の政治哲学』（みすず書房、二〇〇〇年）五三―七〇頁も参照。
- (5) 邦訳は、若干変更したが、（大岩誠訳）『第三階級とは何か』（岩波文庫、一九五〇年）一〇三頁を参照。
- (6) Bentham, *Rights, Representation, and Reform*, p.407.
- (7) *Ibid.*, p.412.
- (8) *Ibid.*, p.414.
- (9) *Ibid.*, p.237.
- (10) *Ibid.*, p.238.
- (11) ただし、コンドルセという重要な例外については、辻村みよ子『フランス革命の憲法原理』（日本評論社、一九八九年）一四五―八頁を参照。
- (12) Bentham, "Political Tactics", M. James, C. Blamires, and C. P. Walkin (eds.), *The Collected Works of Jeremy Bentham*, (Oxford: Clarendon Press, 1999), pp.24-5.
- (13) Bentham, "The Correspondence of Jeremy Bentham Vol.7.", J. R. Dinwiddy (ed.), *The Collected Works of Jeremy Bentham*, (Oxford: Clarendon Press, 1988), p.529.
- (14) 「執行権力」を独立して特徴付けることへの批判は、既に『統治論断片』に見られるものである。See Bentham, "A Fragment

- on Government", J. H. Burns and H. L. A. Hart (eds.), *The Collected Works of Jeremy Bentham*, (Athlone Press, 1977), pp.463-4.
- (15) Bentham, *Rights, Representation, and Reform*, p.253.
 - (16) *Ibid.*, p.254.
 - (17) See *ibid.*, pp.233-6.
 - (18) See *ibid.*, p.7.
 - (19) *Ibid.*, p.417.
 - (20) *Ibid.*, p.419.
 - (21) 〈カラプション問題〉に対するボーリングブルックの議論については、高濱俊幸『言語慣習と政治——ボーリングブルックの時代——』（木鐸社、一九九六年）第三章『党派論』を参照。
 - (22) See J. R. Dinwiddy, "Conceptions of Revolution in the English Radicalism of the 1790 s", in *Radicalism and Reform in Britain, 1780-1850*, (Hambleton Press, 1992), pp.174-5.
 - (23) Bentham, *op.cit.*, p.425.
 - (24) 「議会改革計画」については、see "Editorial Introduction", in *Rights, Representation, and Reform*, p.lvi.
 - (25) See Bentham, *op.cit.*, pp.428-34.
 - (26) 十八世紀イギリスの議会改革論の文脈における、ベンサム「依存」(dependence)の観念の独自性については、M. James, "Bentham's Democratic Theory at the Time of the French Revolution", in B. Parekh (ed.), *Jeremy Bentham Critical Assessments Vol.3*, (London and New York: Routledge, 1993), p.609.
 - (27) もっとも、ベンサムは、一七八九年八月に既に、憲法委員会が権利宣言の起草に着手したことを受けて、『フランス国民議会の憲法委員会に提出された権利宣言の諸草案の考察』(*Observations on the Drafts of Declarations-of-Rights presented to the Committee of the Constitution of the National Assembly of France*)を執筆している。この短いパンフレットは、従来、バウリング版全集において、九五年に執筆された『無政府主義的誤謬』(*Anarchical Fallacies*)の「序文」(Preamble)として扱われていた。だが、新全集において、八九年に執筆された前者は、九五年に執筆された後者から分離・独立されている。また、『無政府主義的誤謬』は、より適切なタイトルとして、『大言壮語のナンセンス』(*Nonsense upon Stilts*)へと変更されている。ベンサムの「自然権」概念の批判は、二つのパンフレットにおいて基本的に一貫しているので、第三章第三節において

考察することにした。

第三章 革命への懐疑と批判

- (1) 一七八九年二月二日に憲法委員会が国民議会に対して新司法制度草案を提出したという知らせは、『フランス憲法典草案』では行われていなかった司法制度論の考察へとベンサムを促した。『フランス司法制度設立新計画草案』においてベンサムは、討論の公開性、責任の明確化のための一人裁判官制、司法権の地理的分割、裁判官の任命における執行権力の排除、などを主張している。それは、パウリング版全集において、タイトルが若干変更されて所収されている。See Bentham,

“*The Works of Jeremy Bentham Vol.4*”, (New York: Russell & Russell, 1962), pp.285-406.

- (2) Bentham, *Correspondence Vol.4*, p.319.
- (3) Bentham, *Rights, Representation, and Reform*, p.265.
- (4) 以下、一七九一年憲法第七篇からの引用は全て、中村義孝編訳『フランス憲法史集成』（法律文化社、二〇〇三年）三八—四〇頁による。
- (5) ルソー（作田啓二・原好男訳）『社会契約論・人間不平等起源論』（白水社、一九九一年）四八頁。
- (6) Bentham, *op.cit.*, p.271.
- (7) *Ibid.*, p.272.
- (8) *Ibid.*, pp.266-7.
- (9) ただしベンサムが、最高立法権力の司法による法的制限の可能性を排除しなかったことについては、see H. L. A. Hart, “Sovereignty and Legally Limited Government”, in *Essays on Bentham*, (Oxford: Clarendon Press, 1982), pp.220-42.
- (10) Bentham, *op.cit.*, p.268.
- (11) *Ibid.*, p.272.
- (12) *Ibid.*, p.284.
- (13) Bentham, *Correspondence Vol.4*, p.354.
- (14) Bentham, W. Stark (ed.), *Jeremy Bentham's Economic Writings Vol.1*, (London, 1952), p.336.
- (15) Bentham, *Correspondence Vol.4*, pp.401-2.

- (16) Bentham, *Rights, Representation, and Reform*, p.310.
- (17) *Ibid.*, p.292.
- (18) *Ibid.*, p.311.
- (19) *Ibid.*, p.307.
- (20) オーストリアとプロイセンに対して宣戦布告を行うべきか否かをめぐって、戦争の必要を熱烈に説いたブリッソによって積極的に動員された、「国民主義化」した〈名譽〉の觀念については、川出良枝「名譽と徳——フランス近代政治思想史の一断面——」『思想』九一三三号（岩波書店、二〇〇〇年七月）一二六頁を参照。
- (21) Bentham, *op.cit.*, p.297.
- (22) *Ibid.*, p.306.
- (23) *Ibid.*, p.302.
- (24) Bentham, *Correspondence Vol.4*, p.430.
- (25) Bentham, "The Correspondence of Jeremy Bentham Vol.6.", J. R. Dinwiddy (ed.), *The Collected Works of Jeremy Bentham*, (Oxford: Clarendon Press, 1984), p.409.
- (26) 『大言壮語のナンセンス』については、とりわけ以下の研究が参照されるべきである。『統治論断片』におけるブラックストン批判から、一八二〇年代に至るベンサムと権利論の歴史的展開を辿ったものとして、P. Schofield, "Jeremy Bentham's 'Nonsense upon Stilts'", in *Utilitas Vol.15*, pp.1-26. フイクシヨン論との関連でベンサムと権利論の理論的基礎に焦点を当てたものとして、R. Harrison, "Nonsense upon Stilts" in *Bentham*, (Routledge & Kegan Paul, 1983), pp.77-105. 今日の人権論におけるベンサムの権利宣言批判の有効性と無効性を論じたものとして、W. Twining, "The Contemporary Significance of Bentham's Anarchical Fallacies", in B. Parekh (ed.), *Jeremy Bentham Critical Assessments Vol.3*, (London and New York: Routledge, 1993), pp.700-26. 以上の研究から示唆を受けつつも、本稿の分析視角は、『大言壮語のナンセンス』をフランス革命の文脈に位置付けることにある。
- (27) 以下、一七九一年の「人および市民の権利宣言」からの引用は全て、若干の改訳を施したものの、『フランス憲法史集成』（十五—七頁）から行う。
- (28) Bentham, *Rights, Representation, and Reform*, p.365.

- (29) *Ibid.*, p.328.
- (30) *Ibid.*, p.332.
- (31) *Ibid.*, pp.339-40.
- (32) *Ibid.*, pp.324.
- (33) *Ibid.*, p.334.
- (34) *Ibid.*, p.331.
- (35) See *ibid.*, p.338.
- (36) ペインによれば、「イギリス政府は、社会からでなく、征服から発生した政府の一つであり、したがって、それは人民のうえに発生したことになり、ウィリアム征服王の時代以来、その時々事情によって多くの改正が行われてきてはいるが、イギリス自体が更正したことはかつて一度もなく、したがって、憲法はもっていないということになる」。トマス・ペイン『人間の権利』七六頁。
- (37) See Bentham, *op.cit.*, pp.373-4.

*本稿は、科学研究費補助金（特別研究員奨励費）に基づく研究の成果である。